
第3期八潮市教育計画

時時大志

令和8年度～令和11年度

表紙検討中

八潮市教育委員会

市民憲章

わたくしたちは、八潮市民であることに
誇りと自覚をもち、
明るく住みよい、豊かで平和なまちを築くため
この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。
- 1 思いやりを大切にし、笑顔があふれる家庭とまちをつくります。
- 1 ルールを守り、安心して暮らせるまちをつくります。
- 1 生涯にわたり楽しく学び、文化の高いまちをつくります。
- 1 働く喜びを持ち、活気あるまちをつくります。

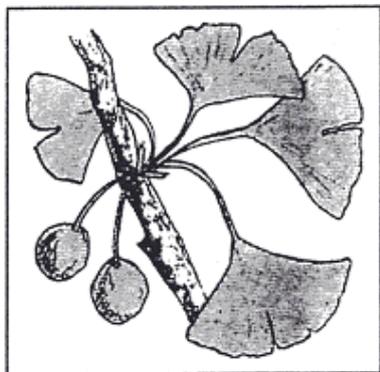
平成14年1月15日制定

■ 市の鳥／ハクセキレイ

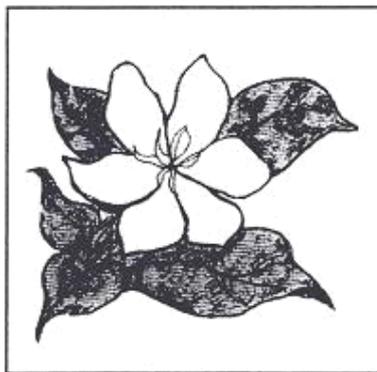
平成9年1月、市制施行25周年を記念して、市内に繁殖する約20種類の鳥の中から指定されました。

ハクセキレイは、古来より水辺を守る鳥として大切にされてきた水鳥で、長い尾を振りながら歩くので別名「石たたき」とも呼ばれています。

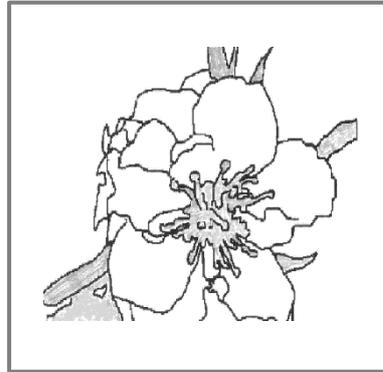
四季を問わず観察でき、綾瀬川や中川など市内の各所で見かけることができます。



■ 市の木 いちょう
(昭和58年5月14日)



■ 市の花 くちなし
(昭和58年5月14日)



■ 市の花 花桃
(平成26年11月28日)

自然を愛する心を高め、水と緑の豊かな八潮をめざして、市の木と市の花が定められました。

ごあいさつ

価値観の多様化や社会構造の変化、デジタル技術の進展などにより、社会はこれまでにない速さで変化しています。このような時代に生きる子どもたちには、知識や技能の習得にとどまらず、自ら課題を見つけ、考え、行動する力が一層求められています。

一方で、子どもたちが安心して学び、それぞれの可能性を伸ばしていくことは、本市の未来を築くうえで何より大切なことです。社会や教育を取り巻く環境が大きく変化する中であっても、子どもたち一人ひとりの成長を大切に支えていきたいという想いは、八潮市教育委員会として、これまでの教育の歩みの中で育まれてきたものであり、今もなお、変わることはありません。

こうした時代の流れと本市の教育の現状を踏まえ、このたび教育委員会では、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする「第3期八潮市教育計画」を策定いたしました。本計画は、これまで積み重ねてきた取組を継承しつつ、学校教育を中心として、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを基本に、より質の高い教育の実現を目指すものです。

本市の教育は、これまで多くの方々のお支えと努力によって築かれてきました。日々子どもたちに向き合う教職員をはじめ、家庭で成長を支える保護者の皆様、地域で温かく見守ってくださる皆様の存在が、子どもたちの学びを力強く支えています。皆様の想いや願いは、本市の教育を進めていくうえでの大きな力となっており、心からの敬意と感謝を申し上げます。

今後も、学校・家庭・地域が互いに連携しながら、子どもたちの学びと成長を温かく見守る教育を進めてまいります。本計画へのご理解と、引き続きのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年 月

八潮市教育委員会教育長 井上 正人

目次

I 計画の基本理念、基本方針	1
II 計画策定の趣旨と背景	2
III 計画概要	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	4
IV 八潮市の目指す学校教育（小中一貫教育）	5
V 子どもたちを取り巻く現状と課題及び今後の取組	9
(1) 小中一貫教育と学校教育について	10
(2) 家庭教育について	13
(3) 社会教育について	14
(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて	16
VI 施策の体系	19
基本目標1 確かな学力と自ら学ぶ力の育成	24
基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成	31
基本目標3 情報化社会に対応した教育の推進	39
基本目標4 望ましい学校教育環境づくり	42
基本目標5 人権を尊重する教育の推進	43
基本目標6 家庭や地域における教育の充実	46

基本目標 7	夢を抱き次代を創造する青少年の育成	48
基本目標 8	平和な社会づくり	51
基本目標 9	郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進	52
基本目標 10	国際化に対応した教育の推進	55
基本目標 11	助け合う地域社会づくり	57
基本目標 12	生涯にわたり楽しく学べる環境づくり	58
基本目標 13	安全・安心な教育環境づくり	62
基本目標 14	スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり	66
VII	計画の進行管理	69
VIII	用語解説	70

文中に「※」を付した語句については、70～75ページに「用語解説」がありますのでご参照ください。

I 計画の^{けいかく}基本理念、^{きほんりねん}基本方針^{きほんほうしん}

平成 27 (2015) 年度に策定した八潮市教育大綱*の基本理念、基本方針を本計画の基本理念、基本方針として引き継ぎ、本計画をもって大綱に代えることとします。

基本理念

あす やしお にな ひと
明日の八潮を担う人づくり

きょうせい きょうどう あんぜん あんしん きばん
～「共生・協働」「安全・安心」を基盤として～

基本方針

生きる力を育成し
子どもたちの夢の実現に努めます

地域と連携し家庭の教育力を高め
子どもたちの確かな成長に努めます

学びと社会参加、体験を通じ
全ての市民の自己実現に努めます

文化の継承と創造、
コミュニティの活性化に努めます

*八潮市教育大綱とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、八潮市総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整の上、市長が定める目標や施策の基本的な方針

Ⅱ 計画策定の趣旨と背景

平成18（2006）年12月に改正された教育基本法において、地方公共団体は政府の策定した計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

国では、令和5（2023）年6月に「第4期教育振興基本計画」を策定し、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、多様性を尊重し、誰一人取り残されることのない包摂的な教育を基盤に、個人の成長と社会の持続的発展の両立を図ることとしています。

埼玉県においては、令和6（2024）年7月に、「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」を基本理念とした「第4期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」と「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」の二つを新たに計画全体に共通する視点として、各施策に反映し、県教育の振興に取り組むとしています。

本市では、教育の方向性を中長期的な視点から整理し、教育行政を着実に進めていくため、平成28（2016）年8月に「第1期八潮市教育計画」を策定し、各施策を推進してきました。さらに、その成果と課題を踏まえ、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする「第2期八潮市教育計画」を策定し、学校教育をはじめとする教育施策の充実を図ってきました。

一方、人口構造の変化や国際化の進展、急速なデジタル技術の普及などにより、社会の在り方は大きな転換期を迎えています。こうした状況の中で、教育に求められる役割も変化しており、基礎的・基本的な学力の定着に加え、自ら考え行動する力や多様な人々と協働する力、新たな価値を創出する力を育むことが、これまで以上に重要となっています。

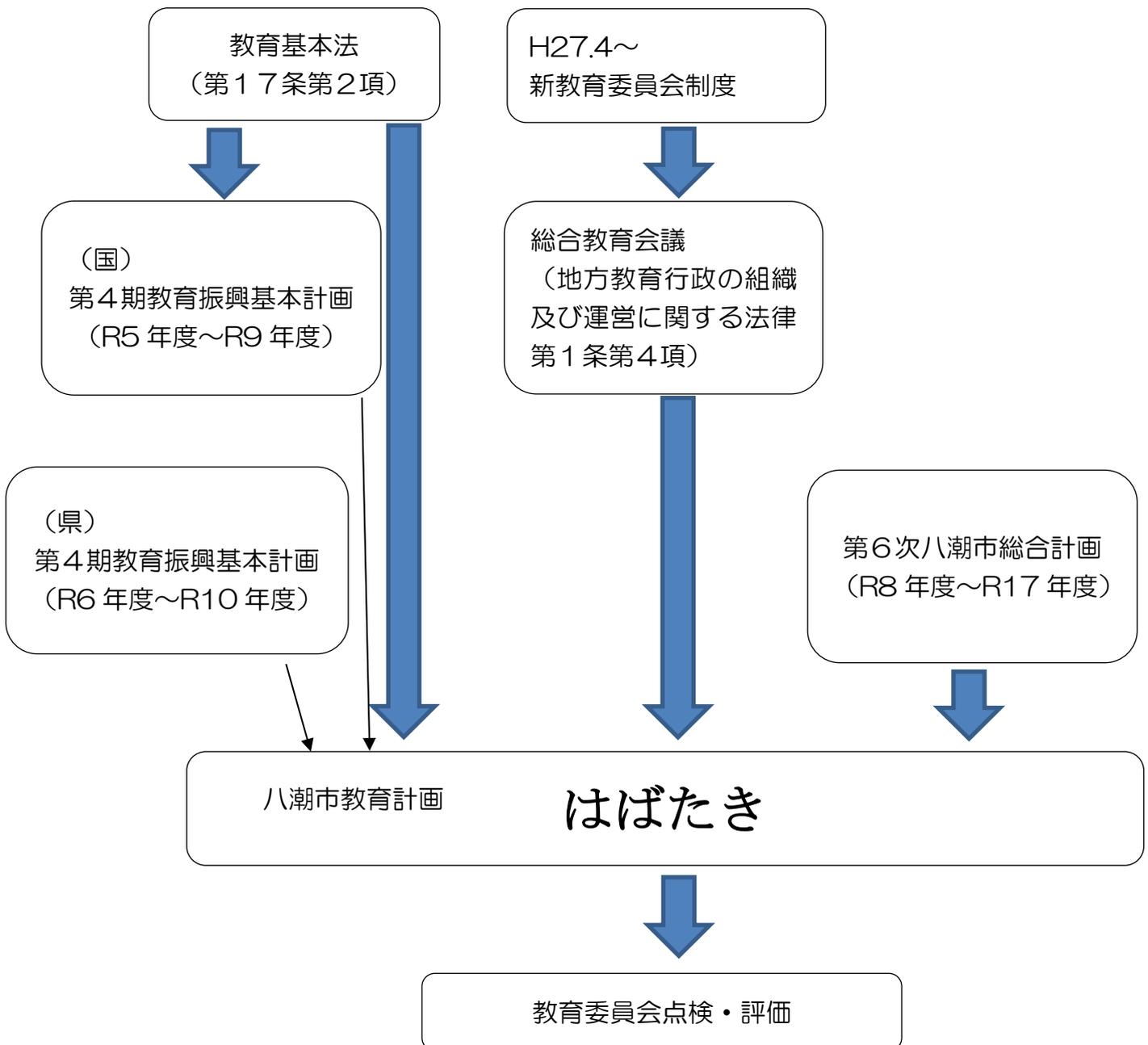
このような社会的背景を踏まえ、本市においても、これまでの取組を継承しつつ、変化に対応した教育施策の方向性を明らかにし、教育行政を総合的・計画的に推進していく必要があります。そこで、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間を見据え、「第3期八潮市教育計画」を策定するものです。

III けいかくがいよう 計画概要

(1) けいかく いち 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、国・埼玉県の教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である第6次八潮市総合計画や、本市の教育に関連する計画との整合を図り策定するものです。



(2) けいかくきかん 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度の4年間とします。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期八潮市教育計画						第2期八潮市教育計画			

令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第3期八潮市教育計画			



IV やしおし めざ きょういく しょうちゅういっかん 八潮市の目指す学校教育（小中一貫

きょういく 教育)

八潮市の学校教育は、子ども一人ひとりの無限の可能性を信じ、正解のない時代を自ら切り拓いていく力を育むことを本質的な目標としています。

そのため、確かな学力の定着を基盤としつつ、ICTを活用するなどした「個別最適な学び」と、多様な他者との対話を通じた「協働的な学び」を一体的に充実させ、自らの特性に応じた学び方を選択し、主体的に学習に取り組むことができる自立した学習者を育成します。また、地域のリソース等を活かした「探究的な学び」を通して、自ら問いを立て、新しい価値を共創する力を養うとともに、包摂的な支援や体験活動を通して、自他を尊重し社会に貢献しようとする豊かな心を育みます。

これらの実現に向け、八潮市が誇る小中一貫教育は、9年間を見通した系統的な指導体制の確立や生徒指導・教育相談における連携等といった「接続」の枠組みを超え、未来へと続く無限大の可能性の架け橋になるべく深化します。教育課程特例校制度や授業時数特例校制度を活用するなどして、各中学校ブロックが地域の特色を活かして独自の教育をデザインする「現場主体の自走型教育」へと転換します。

教職員と子どもが向き合う「余白」を創出し、保護者や地域パートナーと手を取り合うことで、八潮の街全体を学びのフィールドへと広げます。八潮市小中一貫教育は9年間を通じて、子どもたちが自らの翼で世界へと、そして無限の未来へと力強くはばたいていく教育を実践していきます。

やしおし しょうちゅういっかんきょういく 八潮市の小中一貫教育

八潮市は、平成18年11月に国の構造改革特別区域法に基づき「八潮市小中一貫教育特区」に認定され、現在に至るまで小中一貫教育の取り組みを進めており、本市の小中一貫教育の取り組みは全国的にも知られるところとなりました。

本市のこれまでの小中一貫教育は、小学校と中学校との施設は別でありながらも、学力の向上や非行・不登校対策などに連携して取り組む「施設分離型」により実施され、成果を上げてきました。

一方で、令和9年度には、潮止中学校隣接地に「花桃小学校」が開校し、「施設併設型」の小中一貫教育に向けた取り組みが可能となるほか、さらに施設融合を進めた「施設一体型」の小中一貫教育も視野に入れていく必要があります。

これらのことを背景として、これまでの小中一貫教育をさらに推し進めた「3rdステージ」の実現を目指し、今後もブラッシュアップを図っていきます。

八潮市小中一貫教育が 9年間を通して育む子どもたち

～愛と想像力で、未来へ架ける学びの橋「BRIDGE to ∞(インフィニティ)」～

前期：発見ステージ (小学校1～4年生)

- 【1年生】安心の芽生え。心身を弾ませ友だちと学び合い、挨拶や準備を自分からできる子。
- 【2年生】好奇心の広がり。自分や友だち、生き物のいい所を見つける子。
- 【3年生】発見の喜び。八潮の街で地域の不思議を探究し、共に考える楽しさを実感する子。
- 【4年生】役割への責任。対話を通じた納得解から、仲間と協力する楽しさを実感する子。

中期 分析・深化ステージ

(小学校5・6年、中学校1年生)

【5年生】成長への自信。情報の真偽を見極め、多角的な視点で物事の本質を探究し続ける子。

後期 解決・創造ステージ

(中学校8・9年生)

- 【8年生】社会参画への意志。社会の課題を自分事と捉え、多様な価値観の中で志を磨く挑戦者。
- 【9年生】未来の造り手。義務教育の探究を統合し、予測困難な未来へ自ら書き出す創造者。

- 【6年生】リーダーとしての自覚。最学年として多様性を兼ね、より良い学校を創造する子。
- 【7年生】深化と拡張。論理的思考を武器に、専門的な学びと自己の生き方を繋げる開拓者。

虹を支える「4つの魔法の柱」

- 📖 深い学び：学び方(学習方略)を身につけ、主体的に学ぶ力。
- 🐦 探究PBL：地域企業や大学と連携した課題解決学習。
- 🤝 包摂(Well-being)：誰一人取り残さない、みんなが安心できる場。
- 🕒 余白の創出：ICT活用や行事精選により、心と時間のゆとりを作る。

9年間のゴール：探究 共創 貢献

私たちが届ける「3つの輝き」

1. 自ら問いを立て、探究し続ける子
2. 多様性を認め、共創する子
3. 地域を愛し、社会に貢献する子

八潮市小中一貫教育のあゆみ



BRIDGE TO INFINITY (∞)

未来へ ☆これまでの取組を土台として各中学校ブロックが実施 ★各中学校ブロックが選択して実施

もある教育課程（活動）をブロックで統一

☆”シン読解力”の育成（RST/英検/漢検/数検 推奨）

会、部活動、会議の実施

☆特別活動・学級活動の充実

☆部活動地域展開・地域クラブ活動の実施

り申請を検討し、余剰時数を創出

★ふるさと科探究（企業・大学等連携）

★英語教育（グローバル・スタディ教育）

施（児童会／生徒会の交流）

★演劇教育（対話・コミュニケーション能力育成）

育実践

★STEAM教育（リベラルアーツ含む）

★情報活用能力（プログラミング教育/ICT活用）

愛と想像力...

「架け橋になる。」

★探究 PBL の充実

★余白の創出



V こ子どもたちをと取り巻くま現状げんじょうと課題及びかだいおよ

こんご今後の取組とりくみ

本計画においては、以下のとおり子どもたちを取り巻く環境と課題を分析し、それらに対する個々の取組を推進するものとします。

しょうちゅういっかんきょういく がっこうきょういく (1) 小中一貫教育と学校教育について

八潮市の教育の柱となる小中一貫教育と、学校教育の本質的な役割について、課題と取組を整理します。

かていきょういく (2) 家庭教育について

各家庭における教育環境の充実を図るための対策について、課題と取組を整理します。

しゃかいきょういく (3) 社会教育について

様々に環境が変化していく中で、市民のニーズや地域の課題解決等に寄与する対策について、課題と取組を整理します。

こども かんきょう ぶんか (4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

郷土の文化、地域コミュニティ、犯罪のないまちづくりなど、子どもたちと地域社会との結びつきについて、課題と取組を整理します。

(1) 小中一貫教育と学校教育について

■小中一貫教育※の取組	
現状と課題	<p>変化が激しく予測困難な時代となっている今、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自分の人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を育てることが求められています。</p> <p>本市では、小中一貫教育を導入し20年が経ち、導入当初の課題は大きく改善され、学力・体力の向上についても一定の成果が見られています。次期学習指導要領の改訂も見据え、多様な子どもたちの『深い学び』を確かなものにするため、「主体的・対話的で深い学び」の質を高め、個性輝く教育の実現が必要です。</p>
取組	<p>小中一貫教育を軸として、各中学校ブロックの特色を生かした柔軟な教育課程の編成を推進するとともに、子どもたちの「深い理解」を促す授業改善に努めます。</p> <p>令和9年4月には、花桃小学校の開校が予定されており、市内ではじめて併設型小中一貫校となります。また、北部地区では児童生徒数の減少により、八條小学校、八條北小学校、八條中学校からなる施設一体型小中一貫校の整備を目指しています。</p> <p>これまで、小中一貫教育を施設分離型で推進してきましたが、今後はそれぞれの類型の特徴を生かしながら、更に小中一貫教育を推進し、教育の充実を図っていきます。</p>

■きめ細かな指導の充実	
現状と課題	<p>多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっているという実態を踏まえ、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を編成するとともに、個々の児童生徒に応じたきめ細かな指導の一層の充実が必要です。</p>
取組	<p>各校の課題や特色を踏まえた教育課程を編成します。</p> <p>特別支援教育※において、教職員の資質向上を図るとともに、特別支援教育介助員※を各学校に配置します。通級指導や日本語指導の質向上を目指し、個々の児童生徒に応じた指導を充実させます。</p> <p>教育相談、就学相談等の相談体制を充実するとともに教育相談所※を再整備します。さわやか相談員※を配置し、各校において、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※の活用を推進します。</p>

■情報活用の力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現	
現状と課題	<p>AI技術と情報化の急速な進展により、社会の高度化と効率化が進んでいます。</p> <p>児童生徒が情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にも対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図ることが重要です。</p>
取組	<p>総合的な学習の時間や各教科の授業において、情報技術の活用を推進するとともに、情報技術の特性の理解について促進を図り、情報技術を適切に取り扱うことができる力を育成します。</p> <p>教師が適切に指導性を発揮し、基礎的・基本的な内容を踏まえつつ、探究的な学びの質を高める授業改善を進めます。</p>

■教職員の育成	
現状と課題	<p>教職員の急速な世代交代が進む中、中間年齢層が少なく若手教員が年々増加しており、若手教員へのサポートと指導力の向上が求められています。</p>
取組	<p>所属校での計画的な研修のほか、年次研修や市教育委員会等による訪問指導、学力向上指導員や八潮スタンダード推進教員を活用した支援体制の構築などにより、若手職員の資質・能力の向上を図ります。</p>

■学力・学習状況調査、新体力テスト [※] の結果	
現状と課題	<p>全国学力・学習状況調査や埼玉県学力学習状況調査について、小学校は全国平均・県平均を上回ることもあり、中学校もこれに迫りつつあります。</p> <p>新体力テストについて、小学校は県内で上位の数値であり、中学校も下位から中位に上がっています。</p> <p>各種調査・テストの数値の向上を目指すとともに、主体的に学び続ける児童生徒の育成に努めることが求められています。</p>
取組	<p>子どもたちの「深い学び」の実現に向けたさらなる授業改善をはじめ、数値では測れない非認知能力や自己調整力等についての支援も充実させます。</p> <p>運動好きな子どもたちを育成するため、9年間の連続性、系統性を生かした体育科の授業を推進します。</p>

■適正な学校配置	
現状と課題	<p>駅周辺の南部地区の児童生徒数は増加傾向にあり、一方、北部地区では児童生徒数が減少しています。こうした中、八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すため、令和2年3月に「八潮市学校適正配置指針・計画」を策定しました。</p> <p>その後も、様々な社会的要因の変化に的確に対応していくため、令和6年度から令和8年度にかけて改めて児童生徒数の推計を実施するなど、本計画の見直しを行っています。</p>
取組	<p>八潮市学校適正配置指針・計画に定める指針・基準や方向性に沿って、適正な学校配置を目指します。</p>

■学校の教育環境の充実	
現状と課題	<p>本市の学校施設は、昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて整備されたものが多く、老朽化が進行しています。</p> <p>また、バリアフリー化やトイレの洋式化など、建築当時に比べて学校施設として求められる性能・機能が多様化しています。</p>
取組	<p>老朽化対策と合わせて、学校施設機能の充実を図ります。</p> <p>また、学校の照明器具の更新（LED化）についても検討を進めてまいります。</p>

かていきょういく
(2)家庭教育 について

■家庭の教育環境の充実	
現状と課題	子どもの成長過程において重要な役割を担う家庭教育については、幼児期からの発達段階に応じた保護者等への学習機会や情報の提供が必要です。また、成長期のこどもたちの自尊感情を育み健全なる精神の発達段階に応じた家庭教育の向上が必要です。
取組	保護者に対しては、市内の小・中学校の家庭教育学級で実施している「親の学習」、こどもたちには対しては命の大切さを学ぶ講座などの各種講座をはじめ、家庭教育の向上のための講座の充実を図ります。
■地域や家庭と一体になった家庭教育の推進	
現状と課題	近年、共働き世帯の増加や地域とのつながりの希薄化により、家庭の孤立化が進み、生活習慣の乱れや不登校の増加など子どもを取り巻く環境は複雑化しています。このような中、家庭教育を家庭の責任に委ねるのではなく、地域や関係機関と連携しながら孤立を防ぐ仕組みづくりと、日常的に子どもと家庭を支える体制の構築が求められています。
取組	ジョイスタや学校応援団など、地域の人材を活用し、教育環境を整えます。また、すこやか子育て相談などを通じて、家庭教育についてアドバイスを行うとともに保護者間の交流機会として、孤立させない環境づくりに努めます。
■PTA 連合会との協働による家庭教育の推進	
現状と課題	家庭教育に関する事業を効果的に実施するには保護者のニーズの適切な把握や、保護者が参加しやすい環境づくりが必要です。
取組	PTA連合会との協働して家庭教育学級や大切な人へのミニレターなど各種事業を進め家庭教育推進します。

しゃかいきょういく
(3) 社会教育について

■社会教育活動の充実・推進	
現状と課題	<p>国際化や高度情報化等が進む一方で、高齢化や核家族[※]化等により、市民生活を取り巻く環境は変化しています。</p> <p>そのような中、市民の社会教育に対するニーズは、新たな知識や技術の習得のみならず、精神的な充足や人との交流、さらには生きがいを見いだすことなどで多様化しています。</p>
取組	<p>市民の多様化するニーズに応えるため、様々な分野において社会教育活動の充実が求められており、そのための社会教育の環境づくりの充実を図ります。</p> <p>また、より一層地域が抱える様々な社会的課題への対応に努め、各地域において社会の要請に応えるための教育を広げていけるような取組を展開します。</p>

■やしお市民大学・大学院の運営	
現状と課題	<p>市民との協働によるまちづくりを進めるためには、市民のリーダーの育成は必要不可欠であり、やしお市民大学・大学院では、その担い手を育てるためのプログラムにより人材育成に取り組んでいます。</p> <p>多くの卒業生が地域で活躍する一方で、開校当初と比較して、入学者数が減少傾向にあります。</p>
取組	<p>今後はより一層カリキュラムの充実を図り、多くの市民の入学につながる魅力ある運営を展開します。</p>

■社会教育環境の整備	
現状と課題	公民館では、文化活動の拠点として多くの市民が利用するほか、市民ニーズを踏まえた講座等を開催するなど、地域の交流の場、教養を高める場として重要な役割を担っています。
取組	公民館は今後も知識・情報・文化活動の拠点施設として、市民の皆さんからの要望に応えた各種事業に取り組みます。
現状と課題	図書館では、多くの市民が読書を通じて大きな喜びが得られるよう読書環境と読書活動を支援する役割を担っています。
取組	図書館は今後も読書環境として資料等の充実を図り、障がいのある人等の幅広い利用者層のニーズにも対応していくとともに、子どもの読書活動の推進に関し、学校や保育施設 等との連携を強化し、魅力的な図書館づくりを進めます。

■人権教育・啓発の推進	
現状と課題	部落差別 [※] をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者（児）、外国人等を巡る人権問題のほか、災害に伴う風評被害やインターネットを介したいじめの増加など、様々な人権問題が発生しています。
取組	基本的人権が尊重され、誰もが平等に社会に参画し、喜びや生きがいを実感しながら安心して生活できる社会づくりを推進するため、人権教育及び啓発活動等の総合的な取組を進めます。

こども かんきょう ぶんか

(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

■伝統的な文化遺産の継承	
現状と課題	<p>つくばエクスプレスの開業以来、様々な地域からの人口流入やグローバル化の進展等により、郷土への愛着・関心が薄れつつあります。</p> <p>地域の歴史や先人たちが営々と築き上げてきた文化に学び、これらを尊重する心や態度を育み伝統的な文化遺産を後世に引き継いでいくことが必要です。文化遺産を活用し、新たな地域文化の創造に取り組むとともに、市内外に八潮の文化遺産の魅力を発信していく必要があります。</p>
取組	<p>歴史講座などを開催して地域の文化遺産に触れる機会を設けます。</p> <p>また、刊行物やインターネットを通じてより積極的に文化遺産を紹介し、広く情報を発信します。</p>
■郷土の文化遺産の保護	
現状と課題	<p>長く地域で守られてきた有形・無形の伝統的な文化遺産について、産業構造や生活様式の変化に伴い消滅・散逸の危険性が高まっています。</p>
取組	<p>今後も様々な文化遺産の調査を進め、保存に努めるとともに、文化遺産への理解を深めるため、市民や文化財愛護団体と連携して、普及啓発事業を推進します。</p>
■郷土の文化遺産の活用	
現状と課題	<p>資料館では、歴史資料の調査、収集・整理、保存活動により、様々な資料・情報を蓄積しています。</p> <p>そこで、展示会や体験講座、インターネット等を通して、地域の歴史・文化を市内外に情報発信していく必要があります。</p>
取組	<p>古民家や資料館収蔵資料を活用し、学校と連携して子どもたちの郷土学習活動を支援します。</p>

■コミュニティ意識の醸成	
現状と課題	<p>少子高齢化や核家族化の進展、生活形態や価値観の変化などにより、地域コミュニティ意識の希薄化が見受けられ、住民同士が交流する機会が減少しています。</p> <p>地域での防犯活動や増加する自然災害への対応には町会自治会を中心とした地域コミュニティの果たす役割が重要であるため、市民のコミュニティ意識の醸成に努め、主体的に地域活動に参加する人材の育成が求められます。</p>
取組	<p>市ホームページ等で町会自治会やボランティア団体の活動を紹介するなど、地域活動の魅力を発信します。</p> <p>また、町会自治会と連携し地域で活躍できる人材の発掘・育成に取り組みます。</p>

■多文化共生 [※] の推進	
現状と課題	<p>本市で暮らす外国人市民[※]は増加傾向にある一方で、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ場が不足しているため、コミュニケーション不足から地域での生活に不安を感じている市民（外国人・日本人）も少なくありません。</p> <p>外国人市民も地域コミュニティを担う一員であることから、ボランティア団体等と連携し、市民（外国人・日本人）が交流できる場や機会を提供するとともに、多文化共生意識の醸成が求められます。</p>
取組	<p>外国人と日本人とが交流するイベントの開催や市内で日本語教室を開催するボランティア団体の支援など、令和3年3月に策定した「八潮市多文化共生推進プラン」に基づき、各種事業に取り組みます。</p>

■犯罪のないまちづくり	
現状と課題	<p>警察や町会自治会、地域防犯推進委員などの協力により、市内で発生する犯罪認知件数は、駅開業時に比べて減少を続けておりましたが、令和3年から増加に転じ、令和5年からは特に自転車盗が大幅に増加しています。</p> <p>人が多く集まる駅周辺などでは、街頭犯罪が多く、体感治安の悪化が懸念されるほか、学校周辺や通学路などで児童が巻き込まれる犯罪を未然に防ぐ必要があります。</p> <p>また、道路の一部では、夜間に暗い場所があり、照明灯を整備する必要があります。</p>
取組	<p>犯罪の抑止力として、市内に警察署の設置と交番の増設及び警察官の増員を、引き続き県知事と県警本部に要望していきます。</p> <p>駅周辺及び通学路上に防犯カメラを設置しており、人が多く集まる公園にも計画的に設置を進めていきます。</p> <p>明るい道路環境を目指して、道路照明灯を計画的に設置しているほか、町会自治会にも防犯灯の設置を促進するため、LED照明灯の設置費用を全額補助（上限有り）します。</p>

■交通事故の防止	
現状と課題	<p>警察をはじめとした交通安全団体などの協力により、人身交通事故の発生件数は、近年減少傾向となっておりますが、人口1万人あたりの自転車による交通事故の死傷者数は、県内ワースト上位となっております。</p> <p>また、都市整備が進む一方で、道路照明灯が未整備の箇所が見受けられます。</p>
取組	<p>自転車に関する事故防止対策として、小学生に模擬交差点を活用した交通安全教室や中学生を対象にスケアード・ストレイト[※]教育技法をもちいた交通安全教室を実施しているほか、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室を開催していきます。</p> <p>明るい道路環境を目指して、道路照明灯を計画的に設置しているほか、LED照明灯の設置費用を全額補助（上限有り）します。</p>

■体育施設等の整備	
現状と課題	<p>市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点として利用する体育施設等は、経年劣化により老朽化が進んでいることから、その施設の機能を十分に活用することが困難な状況も見受けられます。</p>
取組	<p>安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理及び施設の充実に努めます。</p>

■スポーツ・レクリエーション活動の取組	
現状と課題	<p>スポーツ活動を通して心身ともに健全な育成を図ることを目的とし、スポーツイベントの開催、共催又は後援を行っています。</p>
取組	<p>市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市内の小・中学校の体育施設を開放し、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会を増やします。</p>



し さ く たいけい VI 施策の体系

子どもたちを取り巻く現状と課題及び今後の取組で提示した内容を踏まえ、それぞれの課題について、類型ごとに具体的な解決策を定めていくために、以下のとおり基本目標と具体的な施策を設定します。

(1) 小中一貫教育と学校教育について

基本目標1

確かな学力と自ら学ぶ力の育成

- (1) 小中一貫教育の充実 **重点項目**
- (2) 特別支援教育の充実
- (3) 指導体制の充実 **重点項目**
- (4) 教育の連携強化
- (5) 適切な教育機会の確保

基本目標2

豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 教育内容の充実
- (2) 食育の充実 **重点項目**
- (3) 健康教育の充実 **重点項目**
- (4) 教育相談の充実 **重点項目**
- (5) 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実 **重点項目**

(1) 小中一貫教育と学校教育について

基本目標3

情報化社会に対応した教育の推進

- (1) ICTを活用した教育の推進 **重点項目**
- (2) 情報活用能力の育成
- (3) 情報モラル教育の推進

基本目標4

望ましい学校教育環境づくり

- (1) 適正な学校配置 **重点項目**

基本目標5

人権を尊重する教育の推進

- (1) いじめの防止 **重点項目**
- (2) 人権教育の推進 **重点項目**
- (3) 人権啓発の推進
- (4) 男女平等教育の推進

(2) 家庭教育について

基本目標6

家庭や地域における教育の充実

- (1) 家庭や地域と一体となった教育体制の充実 **重点項目**
- (2) 家庭における教育の充実

(3) 社会教育について

基本目標7

夢を抱き次代を創造する青少年の育成

- (1) 青少年育成体制の充実
- (2) 青少年の社会参加の促進
- (3) 青少年活動の推進 **重点項目**
- (4) 体験学習の推進

基本目標8

平和な社会づくり

- (1) 平和教育の実施
- (2) 平和意識の高揚

(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

基本目標9

郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進

- (1) 文化活動の推進
- (2) 文化財保護事業の推進
- (3) 郷土の歴史・文化普及事業の推進 **重点項目**

基本目標10

国際化に対応した教育の推進

- (1) 国際理解教育の推進 **重点項目**
- (2) 外国人市民との交流の促進 **重点項目**

基本目標11

助け合う地域社会づくり

- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) コミュニティ環境の整備

基本目標12

生涯にわたり楽しく学べる環境づくり

- (1) 生涯学習機会の充実
- (2) 情報提供・相談体制の充実
- (3) 学習成果の活用
- (4) 社会教育活動の充実
- (5) 社会教育活動の推進
- (6) 図書館情報提供事業の推進

(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

基本目標13

安全・安心な教育環境づくり

- (1) 安全・安心な教育環境の充実 **重点項目**
- (2) 安全教育の充実
- (3) 防犯力の強化
- (4) 防犯施設の整備
- (5) 交通安全意識の高揚
- (6) 交通安全施設の整備

基本目標14

スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実
- (3) スポーツ・レクリエーション団体の育成
- (4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

（1）小中一貫教育と学校教育について

基本目標 1 確かな学力と自ら学ぶ力の育成

子どもたち一人ひとりの夢の実現を図るためには、小中一貫教育の推進により全ての児童生徒に基礎基本の学力を定着させ、思考力・判断力・表現力を育成することが重要です。国、県、市の学力調査の検証結果をもとに授業改善を推進します。きめ細かな教育を行うとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化します。

（1）小中一貫教育の充実 **重点項目**

義務教育9年間を通したきめ細かな指導を充実させ、「深い学び」を実装し、児童生徒の学力の向上に努めます。

重点項目

これまで、各中学校5ブロックによる施設分離型小中一貫教育を推進してきましたが、令和9年度に潮止中学校と隣接した花桃小学校が開校することにより、施設併設型小中一貫教育が実現します。隣接する利点を生かした新たな小中一貫教育の可能性を、他の分離型中学校ブロックに発信しながら、八條地区の施設一体型小中一貫校の開校も視野に、「深い学び」を実装する新たな八潮市小中一貫教育を推進・創造していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
小中一貫教育推進委員会の開催	・小中一貫教育を推進するため、校長や教頭を構成員とした委員会を開催し、教育課程や指導体制等を検討します。	小中一貫教育課
小中一貫教育研究指定	・中学校区をもとに小中一貫教育を進める中学校ブロックを編成し、小中一貫教育推進のための研究を指定します。	小中一貫教育課
八潮Basic I・IIの活用	・児童生徒の学力定着を図るため、教職員が作成した問題集です。現在は、電子化し、必要な箇所を各校で印刷して活用します。	小中一貫教育課
学力向上対策協議会の開催	・児童生徒の学力向上に資するため、教員の指導力向上に関する具体的方策について研究・協議します。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
小中一貫教育研究発表会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 中学校ブロック※の特色をいかした教育活動や授業実践など小中一貫教育の研究成果を、市内外へ周知します。 	小中一貫教育課
八潮の教育合同報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の研究実践や取組などを、児童生徒や教員の姿を通して市内外に向けて広く周知し、取組の共有や成果の拡大を図ります。 	小中一貫教育課
八潮市教職員合同研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育研究推進のために、教職員が中学校ブロックごとに集まり、各ブロックの計画・方向性を確認し、具体的な実践内容について協議します。 	小中一貫教育課
八潮スタンダード推進教員の活用	<ul style="list-style-type: none"> 八潮スタンダード推進教員を各学校に派遣し、若手教員等が推進教員の指導技術を学ぶことにより、八潮スタンダード※を基にした授業改善や授業力の向上を図ります。 	小中一貫教育課
八潮市ジョイント教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> 小学校6年生が進学先の中学校で中学校の授業や部活動等を体験し、中学校への円滑な接続を推進します。 	小中一貫教育課
八潮スタンダードの活用	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「深い理解」を促す授業が展開されるよう、教員の指導力向上や授業改善を推進し、学力向上を図ります。 	小中一貫教育課
総合的な学習の時間（ふるさと科）の充実	<ul style="list-style-type: none"> 答えのない問いに挑むPBL（課題解決型学習）を核に据えます。地域・企業・大学等と連携した探求プロセスを充実させ、変化の激しい社会を生き抜く思考力や共創する力を育みます。 	小中一貫教育課
八潮市教職員派遣研修事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県小坂町※などへ教職員を派遣し、教職員の資質向上や指導力向上を推進します。 	小中一貫教育課
八潮の教育合同報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の研究実践や取組を、児童生徒や教員の姿を通して市内外などに向けて広く周知し、取組の共有や成果の拡大を図ります。 	小中一貫教育課



八潮スタンダード

(2) 特別支援教育の充実 とくべつしえんきょういく じゅうじつ

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握することで、多様性を包摂し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばすことを目指します。

主要事業

事業名	内容	担当課
就学支援委員会の実施	・心身に障がいのある幼児、児童生徒に対し適正な就学支援を行うため就学支援委員会を開催します。	小中一貫教育課
特別支援教育研修会の開催	・就学支援委員会の委員を中心に、特別支援教育に係る支援の在り方等について研修し、知識を深めます。	小中一貫教育課
通級指導教室※担当者連絡協議会の開催	・通級指導教室運営に関する確認や通級生に関する情報交換を行い、通級指導の充実を図ります。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
学習障がい児等訪問指導	・学習障がい児等訪問指導員が市内の小・中学校を訪問し、発達障がいやその疑いのある児童生徒に対する指導助言を行い、個に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。	小中一貫教育課
特別支援教育介助員の配置	・各小学校の通常学級 [※] や特別支援学級 [※] に介助員を配置し、個に応じた指導を推進します。	小中一貫教育課
難聴・言語通級指導教室の充実	・難聴や構音障がい、吃音等がある児童を対象に、個別の支援計画を作成し、必要に応じた指導を行います。	小中一貫教育課
発達障がい・情緒障がい通級指導教室の充実	・児童生徒の特性を踏まえ、個別の支援計画を作成し、必要に応じた指導を行います。	小中一貫教育課

(3) 指導体制の充実 **重点項目**

多様な子どもたちの『深い学び』を確かなものにするため、教職員研修を充実させるとともに、学校と連携した指導体制を強化します。また、教育課程・授業時数特例校制度の申請等を検討し、「余白の創出」を推進します。

少人数指導補助教員[※]を配置し、様々な課題を抱える子どもたちへのきめ細かな指導の充実を図ります。

重点項目

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的な深い学び」の実現を目指します。習熟度別少人数コースの設置や、チームティーチング、学習支援員の配置による複数教員での指導、タブレットPC活用や家庭学習の充実を通じ、学習習慣の定着を図ります。八潮スタンダードを、学習方略重視へアップデートすることで、「深い学び」を実装する授業改善をより一層推進し、学力の向上を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
教育委員 [※] 学校訪問	・教育委員が学校を訪問し、学校の教育課程の実施状況や取り組み、児童生徒や教員の様子を見て、良い点や改善点等を協議します。	小中一貫教育課
教育支援担当訪問	・県や市の指導主事 [※] が市内の小・中学校を訪問し、校内研修を支援します。 ・各学校の柔軟な教育課程の編成、校内研修の充実のために、指導主事が伴走支援します。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
訪問指導（校内研修、年次研修、臨時的任用教員）	<ul style="list-style-type: none"> 指導主事や八潮スタンダード推進教員が、経験の浅い教員の授業について具体的な指導助言を行い、教員の指導力向上を図ります。 	小中一貫教育課
八潮スタンダードの活用	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「深い理解」を促す授業が展開されるよう、教員の指導力向上や授業改善を推進し、学力向上を図ります。 	小中一貫教育課
教職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の実態に応じた県費職員の配置に加え、市費会計年度任用職員による加配を推進します。 	小中一貫教育課
学力向上指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 若手教員の指導力向上や児童生徒の学力向上を図るため、学力向上指導員を配置します。 	小中一貫教育課
少人数指導補助教員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導補助教員を市内15校へ配置し、授業等において、教員の補助として児童生徒へのきめ細かな支援を行い、習熟度別学習等、個別最適な学びの実現の充実を図ります。 	小中一貫教育課
小学校理科支援員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 市内の小学校に配置し、理科室の整備から授業の実験準備に至るまで教員の授業支援を行います。 	小中一貫教育課
学習塾との連携事業	<ul style="list-style-type: none"> 小学校5年生を対象に、学習塾と連携し、補充学習[※]や発展学習[※]を行い、児童の学力の定着と向上を図ります。 	小中一貫教育課
体罰防止リーフレットの活用	<ul style="list-style-type: none"> 毎年各学校長へリーフレットの周知を行うとともに全教職員へ配布をし、不祥事防止の研修会等で活用します。 	小中一貫教育課
教材図書の実充実	<ul style="list-style-type: none"> 図書を充実させ幅広いジャンルの資料や最新の情報にアクセスできる環境を整えることで、児童生徒が多様な情報源に触れ、自ら問いを立て、情報を整理・分析し、学びを深めていく探究的な学びを活性化させます。 	小中一貫教育課
学校司書の配置	<ul style="list-style-type: none"> 情報の入り口を広げる「伴走者」として、担任と協働しながら探究プロセスを専門的にサポートし、児童生徒の探究的な学びの実現を図ります。 また、児童生徒が生涯にわたって読書に親しめるよう、読書活動を支援します。 	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
蔵書管理システム・図書検索システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書の蔵書管理システムを導入し、図書目録をデータベース化することで、図書の管理及び貸出・返却作業の効率化、授業における図書活用の活性化等を図ります。 また、児童生徒1人1台のタブレットに、図書検索や感想の共有、読書の記録等の機能を有するシステムも併せて導入することで、児童生徒が多面的に本を探し、本を通じた学習の深化につながる環境を整備します。 	教育総務課



学習塾との連携事業

(4) 教育の連携強化

幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会により、市内全幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を強化します。

主要事業

事業名	内容	担当課
幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 幼・保・認定こども園等・小連携連絡協議会を開催し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育みます。 	小中一貫教育課

てきせつ きょういくきかい かくほ
(5) 適切な教育機会の確保

就学困難な児童生徒に適切な教育機会を確保するため、保護者への就学援助や高校や大学等へ進学するための教育費貸付制度を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
要保護及び準要保護児童生徒の学用品等の援助	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行い、義務教育の円滑な実施に資します。	小中一貫教育課
特別支援教育児童生徒の学用品等の援助	・学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行い、特別支援教育における教育の普及奨励を図ります。	小中一貫教育課
入学準備金・教育資金の貸付	・経済的な理由により入学又は修学に要する資金の調達が困難な保護者又は奨学生に対し、貸し付けを行い、等しく教育を受ける機会を与えるとともに、有用な人材の育成を推進します。	教育総務課

【数値目標】

指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
全国学力学習状況調査の平均正答率の全国との差	小学校 +1.5P	小学校 ±3.0P
	中学校 -1.8P	中学校 ±0.0P
県学力学習状況調査の平均正答率の県との差	小学校 +3.0P	小学校 ±5.0P
	中学校 -2.5P	中学校 ±0.0P

（1）小中一貫教育と学校教育について

基本目標2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたち一人ひとりが思いやりの心、協力し合う心、正義感、忍耐力、想像力、考える力などを身につけ、多くの人と豊かな関わりをもつ教育を推進します。また、健康の保持・増進、体力の向上に努めます。子どもたちの心安らぐ場である家庭は基本的な生活習慣を学ぶ場であることから、関係機関と連携して家庭教育の充実を図ります。

（1）教育内容の充実

「生きる力」を身に付けさせるキャリア教育※を推進するとともに、道徳教育や法律、政治について学ぶ機会を充実していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
八潮市キャリアパスポートの活用	・情報技術革新※に起因する社会環境の変化が、子どもたちの心身の発達にも影響を与え始めていることから、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて「生きる力」を身につけられるようにキャリア教育※を推進します。	小中一貫教育課
道徳教育の充実	・物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。	小中一貫教育課
主権者教育の充実	・選挙の仕組みや選挙権の行使など、自分たちの国やまちをよくするための政治参画の重要性について学び、主権者として当事者意識の醸成を図ります。	小中一貫教育課
総合的な自立支援における学校訪問	・専任教育相談員※や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、欠席が多い児童生徒や気になる児童生徒について情報交換を行い、不登校の解消を目指します。	小中一貫教育課
自立支援教室「すてっぴ教室」の充実	・様々な問題を抱え、学校に長く通えなかった児童生徒に対し、専任教育相談員やカウンセラーが中心となり、本人の立ち直りや学校復帰に向けた支援を行います。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
八潮こども夢大学※の実施	<ul style="list-style-type: none"> 様々な分野の大学等と連携し、児童生徒が大学等での講義や施設見学などを体験し、学び意義や将来の夢を育みます。 	小中一貫教育課
「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（通称：いじめゼロ条例）」を基にした授業実践	<ul style="list-style-type: none"> 市内全学級で、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を基にいじめ撲滅に向けた授業を実践し、児童生徒の豊かな心を育成します。 	小中一貫教育課
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が、読書を通して、必要な知識や情報を得られることに気づくとともに、幅広く読書に親しむ態度や豊かな心の育成を推進します。 	小中一貫教育課 社会教育課



八潮こども夢大学
【国土館大学】

顕微鏡で冷凍麻酔をしたコオロギを観察



八潮こども夢大学
【聖徳大学】

プログラミングで車型ロボットを動かす

(2) 食育^{しょくいく}※の充実^{じゅうじつ} **重点項目**

安全で安心な学校給食の提供を通して食育を推進します。

重点項目

安全で安心なおいしい学校給食を提供するとともに、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように、栄養士による食育の充実に努めていきます。また、八潮市学校給食ビジョンと令和8年2月に策定した「八潮市公設給食センター設置に向けた基本方針」に基づき、学校給食センター整備に向けて、取り組みを進めていきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
八潮市公設給食センター整備基本構想・基本計画策定	・公設給食センターの設置に向け、基本構想・基本計画を策定します。	保健給食課
学校給食衛生管理委員会の開催	・専門機関による衛生検査 [※] の結果を踏まえ、課題等について審議し、衛生レベルの向上に努めます。	保健給食課
学校給食研究委員会の開催	・学校長及び教頭の代表、各校の食育主任 [※] と意見を交え、よりよい学校給食の提供に努めます。	保健給食課
学校訪問による食育指導	・主に小学校2年生・3年生、中学校2年生を対象として身体に必要な栄養素等の指導を行います。また、要望があった部活動に訪問し、練習後や試合前の食事についてアドバイスをを行います。	保健給食課
親子料理教室等保護者への食育指導	・食育の推進にあたり、家庭での食育も不可欠なため、夏休みや地場産野菜 [※] 等を活用し親子を対象に食の大切さと料理の楽しさを伝えます。	保健給食課
献立内容の充実及び改善（地場産食材使用）	・児童生徒が興味関心を抱くよう献立内容の充実を図ります。 また、地場産野菜を使用することで食育の推進に繋がるよう改善に努めます。	保健給食課
献立表・アレルギー用献立（毎月）及び給食だより「ミール」発行（年3回）	・給食に使用される材料の他、ワンポイントアドバイスを記載した献立表を作成します。 また、給食だよりを作成し、食育に関することを伝えます。	保健給食課

事業名	内容	担当課
地場産を活用した「ハッピーこまちゃんデー」	<ul style="list-style-type: none"> 食を身近に感じてもらうことができるよう、定期的に地場産野菜の食材を使用します。 	保健給食課
教職員を対象とした食物アレルギー、アナフィラキシー※対応のための研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の安全を守るため、教職員向けの研修会を実施し、知識の習得を図ります。 	保健給食課
みどりの学校ファームの推進	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験活動等を通じて、自然への親しみや生命・環境・食物に対する理解を深め、児童生徒の豊かな人間性を育成します。 	小中一貫教育課
衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心な給食を提供するため、定期的に給食事業所及び学校に訪問し、衛生管理についての指導や助言を行います。 	保健給食課



(3) 健康教育の充実 **重点項目**

児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ健やかな体を育成するため、健康教育や体力向上の取組を推進し、管理体制を充実します。

重点項目

新体力テストの実施方法を教職員へ周知徹底し、結果から見えた課題を共有・改善します。あわせて体育の授業を充実させることで、楽しい体育の授業を通じて運動好きな子どもを育て、基礎体力の向上を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
薬物乱用防止教室の実施	・薬物に関する正しい知識を習得し、その危険性を認識することで、薬物乱用防止の実践的な態度を育成します。	小中一貫教育課
早寝・早起き・朝ごはんの推奨	・基本的な生活習慣を身につけさせるために、早寝、早起き、朝ご飯を推奨します。	小中一貫教育課
学校保健事務連絡会の開催	・養護教諭から現場の声を聴き、より良い学校保健の運営を図ります。	保健給食課
児童生徒の健康診断の実施と対策	・学校保健安全法に基づき、健康診断を実施し、結果によっては再検査を促します。	保健給食課
新体力テスト攻略ハンドブック※の活用	・新体力テストにおいて、児童生徒が持てる力を十分に発揮できるようハンドブックを活用し、児童生徒の体力向上を図ります。	小中一貫教育課
小中一貫教育推進検討部会「まなび（体力）部会」の実施	・新体力テストの分析結果から中学校ブロックごとに体力向上に関する重点項目を設定し、八潮スタンダード（体育版）を活用して授業改善を推進します。	小中一貫教育課



(4) 教育相談の充実 **重点項目**

教育相談所やさわやか相談室の相談件数の増加や発達検査の希望件数の増加に対応するため、教育相談体制を充実します。

重点項目

現在、「八潮市教育相談所再整備基本計画」に基づき、新たな教育相談所の整備を進めています。

新しい教育相談所では、相談機能、学習支援の充実といった基礎的な事項はもとより、ICTを活用したメタバースによる授業なども積極的に取り入れ、教育相談所の総合的な機能強化を図っていきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
専任教育相談員の配置	・八潮市教育相談所に専任教育相談員を配置し、児童生徒の言動やいじめ、不登校など教育に関する相談を行っています。	小中一貫教育課
適応指導教室「フレンドスクール」	・様々な理由から学校に行くことができない児童生徒に対し、学習支援やカウンセリング、体験活動などを通して集団への適応力や自立心を養い、学校復帰に向けて支援します。	小中一貫教育課
さわやか相談員の配置	・いじめや不登校など児童生徒の心の問題の重要性を鑑み、健全な児童生徒の育成を図るため、さわやか相談員を配置し、児童生徒や保護者の相談等に応じます。	小中一貫教育課
さわやか相談員連絡協議会の実施	・さわやか相談員が情報を共有し、児童生徒の多様な相談に対応ができるよう、さわやか相談員連絡協議会を実施します。	小中一貫教育課
不登校特別対策協議会の実施	・学校・家庭・地域・関係諸機関が一体となった総合的な不登校対策を推進するため、八潮市不登校特別対策協議会を設置し、未然防止・早期対応につながる取組を実施します。	小中一貫教育課
総合的な自立支援における学校訪問	・専任教育相談員や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等が学校を訪問し、欠席がちな児童生徒や気になる児童生徒について情報交換を行い、不登校の解消を目指します。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
自立支援教室[すてっぴ教室]の充実	<ul style="list-style-type: none"> 様々な問題を抱え、学校に長く通えなかった児童生徒に対し、専任教育相談員や臨床心理士が中心となり、本人の立ち直りや学校復帰に向けた支援を行います。 	小中一貫教育課
生徒指導・教育相談研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの児童生徒を理解し、いじめ、不登校、暴力行為等への対応や保護者との連携の在り方など教育相談についての知識や技能を具体的に学び、生徒指導・教育相談の推進を図ります。 	小中一貫教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校、児童虐待など、児童生徒や保護者が抱える様々な課題について対応します。 	小中一貫教育課
教育相談所の再整備	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談所の老朽化や利用者の増加に伴い、これまでの相談所の機能（就学相談、教育相談、適応指導支援）を強化し、再整備します。 	小中一貫教育課
登校に不安を抱える子を持つ親の集いの実施	<ul style="list-style-type: none"> 同じ悩みを持つ保護者とスクールソーシャルワーカーや専任教育相談員・臨床心理士が参加し、不安の解消や今後の改善に向けた方策等について話し合います。 	小中一貫教育課



ほうかごじどうくらぶ がくどうほいくじょ じゅうじつ
(5) 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実 重点項目

子育て世帯が安心して子育てと仕事などを両立することができるよう、地域と連携し、こどもが放課後や長期休暇を安心して過ごせる環境を整え、留守家庭のこども等を対象にした放課後児童クラブ（学童保育所）の充実及び実施を推進します。

重点項目

学童保育所は、「小1の壁」問題解決のためのキーとなる施設であり、待機児童が発生しないよう適宜定員の拡大を図っていくことはもとより、朝及び夕方の対応についても、実態調査などを通じて、実現可能性が高く、より効果的な方法について継続的な検討を行い、子育て世帯の生活の充実に寄与することができる施設を目指していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ります。 「小1の壁」問題について、保護者の需要の把握に努めるとともに、朝及び夕方における児童の預かり時間の在り方を含め、児童の預かり体制や学校等関係機関との連携に関する枠組みについて、実態調査および検討を行っていきます。 	教育総務課
学童保育所の整備	<ul style="list-style-type: none"> 毎年の学童保育所の入所状況や住環境整備の進捗状況などを勘案しながら、学童保育所の整備について調査・検討していきます。 	教育総務課
障がい児受入れの推進	<ul style="list-style-type: none"> 集団生活が可能な障がい児についての受入れを行います。 障がい児の受入れを行っている放課後児童クラブへの助成を行っていきます。 	教育総務課

【数値目標】

指標名	現状値（R6年度）	目標値（R11年度）
不登校児童生徒発生率	小学校 1.5% 中学校 7.7%	小学校 0.7% 中学校 5.3%
食育の実施回数	94回	100回
家庭教育に関する講座数と参加者数	4講座 192人	60講座 600人

（１）小中一貫教育と学校教育について

基本目標 3 情報化社会に対応した教育の推進

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に進展する超スマート社会（Society 5.0）※の中で、児童生徒が情報や情報手段を主体的に選択し活用していくためには、基礎となる情報活用能力及び情報モラルを各学校段階、教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが求められます。

市では、学校教育の情報化について共通のビジョンを持ち、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びや創造性を育む新しい八潮の教育を推進します。

（１）ICT※を活用した教育の推進 **重点項目**

文部科学省が掲げるGIGAスクール構想※の実現を図るため、ICTを活用した効果的な教育活動に努めます。

重点項目

学校におけるICT活用の核となるタブレット端末については、電子ドリル、授業支援ソフトなどの導入により、すでに児童生徒の学習に欠かすことのできないものとなっています。

一方で、電子教科書については、紙の教科書と比較したメリット・デメリットも十分に考慮して、「電子と紙とのベストバランス」となる導入方法を検討していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
ICT環境の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none"> 国の整備方針、八潮市立小・中学校ICT環境整備計画に基づき、必要となるICT機器や学習用ツール、統合型校務支援システムの導入による教育用コンピュータ等について適切な運用を行います。 	教育総務課
目的や課題に応じたICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや学校等の実態に応じて、各教科等の特性や学習過程を踏まえて、学習ツールの一つとしてICT機器を効果的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に繋がります。 	教育総務課 小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
ICT支援員等の配置	<ul style="list-style-type: none"> 国の整備方針、八潮市立小・中学校ICT環境整備計画に基づき、授業等において教職員をサポートするICT支援員等の適切な配置に努めます。 	教育総務課



ICTを活用した教育の推進
タブレットを活用した授業

(2) 情報活用能力の育成

ICT活用能力、指導力向上等に資するため、教職員に対する支援体制の充実を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
ICTを効果的に活用するための研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 教職員のICT活用指導力の向上と機器の効果的な利用を図るため、計画的に研修会や意見交換会を実施し、教育現場におけるICTのさらなる充実を目指します。 または、教職員のICT活用指導力の向上およびICT機器の効果的な運用に向け、計画的な研修会や意見交換を通じ、組織的な活用推進を図ります。 	教育総務課 小中一貫教育課
情報や資料の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報活用能力の向上に資する他の自治体の事例や参考となる資料（マニュアル等）を収集し、教職員に対して適宜情報の提供を行います。 	教育総務課
ICT企業等との連携によるノウハウの蓄積	<ul style="list-style-type: none"> 先進的な自治体やICT企業との協働事例に学び、ICTを最大限に活かした教材活用や授業のノウハウを蓄積・共有していきます。 	教育総務課

(3) 情報モラル教育^{じょうほう きょういく すいしん}※の推進

教職員や児童生徒等に対して、情報社会のルールや情報モラル等の育成を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
インターネットによる問題の防止や解決のための講演会等の実施	・情報モラル教育の充実を図るため、講師による講演会やその他の情報モラル教育の取組について各学校単位で積極的に実施します。	教育総務課
適切なインターネットの利用方法等の啓発	・インターネットによる様々なトラブルなどを踏まえ、各学校への積極的な啓発に努めます。	教育総務課 小中一貫教育課
児童生徒による「ネット利用ルールづくり」の推進	・児童生徒が、インターネットや SNS 等の利用に関わるルールやモラル等について考えて話し合い、その特性を理解したうえで適切に活用する力を育成します。	小中一貫教育課

(1) 小中一貫教育と学校教育について

基本目標4 望ましい学校教育環境づくり

八潮市教育委員会では、学校施設の将来に向けた望ましい配置やあり方の方向性を示すため、令和2年3月に八潮市学校適正配置指針・計画を策定し、令和6年度から令和8年度にかけて見直しを行っています。本指針・計画で定める指針・基準や方向性に沿って、適正な学校配置を目指していきます。

(1) 適正な学校配置 **重点項目**

八潮市学校適正配置指針・計画に定める方向性に沿って、適正な学校配置を目指していきます。

重点項目

花桃小学校の開校による潮止中学校との「施設併設型」のほか、北部地区においては、八潮市学校適正配置指針・計画に基づく学校施設の適正化を推進し、小中一貫校の整備により、さらに施設融合を進めた「施設一体型」の小中一貫教育の実施を目指します。

このことにより、「施設一体型」、「施設分離型」、「施設併設型」の3つそれぞれの種類のメリットを生かし、八潮市の小中一貫教育を「3rdステージ」に進めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none">八潮市学校適正配置指針・計画に基づき市南部における児童生徒数の増加に対応するため、花桃小学校を建設します。また、北部地区においては児童生徒数の減少が進んでいることから、これに対応するとともに教育の質の向上に図るため、施設一体型の小中一貫校の整備を目指します。	教育総務課 小中一貫教育課 新設小学校準備室

(1) 小中一貫教育と学校教育について

基本目標5 人権を尊重する教育の推進

私たちは、基本的人権を尊重し、明るい社会を築く責務を有しています。特に、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」教育を推進し、対応体制をつくります。また、同和教育*をはじめとする人権教育を様々な機会をとらえて展開し、国籍、年齢、障がいの有無、性の多様性を認め、性別等に捉われることなくあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。

(1) いじめの防止 **重点項目**

「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（いじめゼロ条例）」を周知し、いじめ防止に努めます。

重点項目

いじめの未然防止・早期発見を徹底するという観点から、ICTを活用したアンケートの実施や専門職（SC・SSW）の配置を拡充する等、組織的ないじめ問題の対応強化を図っていきます。また、要保護児童生徒対策協議会を核に、警察や児童相談所等との情報共有を密に、子ども食堂等といった地域の居場所を通じた見守りを行い、組織的な児童虐待防止体制を整えていきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
八潮市いじめ対策委員会の実施	・いじめ対策委員会は、各校のいじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の取組や達成状況等を評価し、また、重大事態が発生したときは、事実関係を調査します。	小中一貫教育課
八潮市学校警察連絡協議会*の実施	・市内小・中・高等学校児童生徒の健全な育成を図ることを目的として「八潮市学校警察連絡協議会」を実施します。	小中一貫教育課
子どものいじめ防止に関する対策の実施	・条例を制定した9月を「いじめ撲滅強化月間」とし、市民に対していじめ防止に関する啓発を行うほか、市内小・中学校では道徳教育や教職員研修の充実など、いじめ撲滅に関する様々な取組を実施します。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
「八潮市みんなでいじめをなくすための条例（いじめゼロ条例）」を基にした授業実践	・市内全学級で、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を基にいじめ撲滅に向けた授業を実践し、児童生徒の豊かな心を育成します。	小中一貫教育課

(2) 人権教育の推進 **重点項目**

学校、企業、関係機関と連携を図り、同和教育をはじめとする人権教育を様々な機会をとらえて展開し、人権意識の高揚に努めるとともに、人権教育を積極的に推進します。

また、指導者の養成や指導体制を確立するとともに、効果的な指導方法と実践により、人権教育を推進します。

重点項目

児童生徒一人ひとりの人権が尊重される教育の実現に向け、学校教育全体を通じて人権教育の充実を図り、多様性を包摂し、思いやりの心と公正な態度を育む取組を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
人権教育関係機関との連携	・八潮市人権教育推進協議会 [※] 等の人権教育関係機関と連携を図り、人権教育を推進します。	社会教育課
人権教育研修会の開催	・人権意識の高揚を図るために、各種人権教育研修会を開催します。	社会教育課
人権教育・同和教育の指導者の育成	・市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりのために、地域の実情に即した人権教育・同和教育を効果的に実践できる指導者を育成します。	社会教育課
教職員人権教育全体研修会の実施	・教職員の人権教育についての認識を一層深め、学校教育及び地域社会における人権教育の推進を図るため、夏季休業期間中に研修会を実施します。	小中一貫教育課
学校管理職人権教育研修会の実施	・管理職として部落差別に対する正しい理解と認識を一層深めるとともに、率先して問題の解決に取り組み、指導者としての資質向上を図ります。	小中一貫教育課
学校人権教育研修会の実施	・教職員の人権教育についての認識を一層深め、学校教育及び地域社会における人権教育の推進を図ります。	小中一貫教育課

じんけんけいはつ すいしん
(3) 人権啓発の推進

人権問題に対する市民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるため、広報活動の充実や講演会、研修会の開催等を通して積極的に推進します。

また、人権問題を解決するため、関係機関と連携して、誰もがいつでも安心して相談できる人権活動を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
人権標語の募集及びポスターの作成・掲示	・同和教育をはじめとする人権教育の推進のための市民意識の高揚に資するために、市内の小・中学校の児童生徒から人権標語を募集し、ポスターを公共施設等に掲示します。	社会教育課
人権啓発ビデオの貸出し	・人権についての学習や研修会等に活用するために、人権啓発ビデオの貸出しを行います。	社会教育課
人権文集「いちよう」の作成	・児童生徒の人権意識の高揚を図るとともに、部落差別をはじめとする様々な差別を解消することを目的に作成し、市内の小・中学校等へ配付します。	小中一貫教育課

だんじょびょうどうきょういく すいしん
(4) 男女平等教育※の推進

男女共同参画社会※に対する認識を高め、男女ともに自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習に取り組みます。

主要事業

事業名	内容	担当課
男女平等の視点に立った教育の推進	・男女が共に自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわらずなく、一人一人の能力や個性を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。	小中一貫教育課

【数値目標】

指標名	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
人権に関する研修、催事回数と参加者数	18回 997人	32回 1,200人

（2）家庭教育について

基本目標6 家庭や地域における教育の充実

（1）家庭や地域と一体となった教育体制の充実 **重点項目**

子ども一人ひとりの「生きる力」を育むため、家庭・学校・地域が相互に連携した教育体制を充実します。

重点項目

令和8～10年度を段階的实施期間とし、クラブ化できる種目と拠点校部活動の「ハイブリッド方式」での部活動の展開を行っていきます。令和11～13年度を本格実施期間とし、原則、週休日等の教員による指導不可、平日のみの活動とします。令和14年度以降、本市スポーツ協会やクラブチーム、各種団体等、関係機関との連携を進め、部活動の地域展開を実現していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
学校元気プラスワン「ジョイスタ（土曜勉強会）※」の実施	・土曜日に市内公共施設を会場として、英語検定対策講座や体験活動を伴う特別授業、入試対策講座を行うジョイスタ（土曜勉強会）を実施し、楽しく学びながら学力の向上を目指します。	小中一貫教育課
学校応援団の活用	・保護者や地域住民が学校に通う児童生徒のために、学習活動の支援や登下校の安全・安心の確保、また、校舎内や校庭などの環境整備を行い、学校の教育活動を支援します。	小中一貫教育課
学生ボランティアの活用	・本市が目指すきめ細かな教育の推進を図るため、教員を志す学生を学生ボランティア補助教員として市内の小・中学校へ配置します。	小中一貫教育課
地域人材の活用	・市内の小・中学校の授業や部活動等の指導に地域の人材を活用し、学校の教育活動の充実を図るとともに、地域社会との連携を促進します。	小中一貫教育課
学校運営協議会	・学校運営に関する基本的な方針の承認や学校評価等を通じて地域とともにある学校づくりを進めます。	小中一貫教育課

事業名	内容	担当課
中学校部活動地域展開	<ul style="list-style-type: none"> 国の「改革実行期間」開始を受け休日の部活動から段階的に地域展開を図ります。国の方針を注視しつつ、地域指導者の確保や拠点校方式等の検討など本市の実態に即した持続可能な活動環境の構築を推進します。 	小中一貫教育課

(2) 家庭^{かてい}における教育^{きょういく}の充実^{じゅうじつ}

子どもの人間形成の基礎を培う重要な役割を担う家庭教育について、幼児、児童、生徒の発達段階に応じた保護者の学習機会や情報の提供等による支援を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
家庭教育学級の開催	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育の振興を図るために市内の小・中学校及びPTAに対し、家庭教育学級振興事業を委託し、家庭教育に資する講座や研修会等の事業を開催します。 	社会教育課
親の学習講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 共通の悩みや関心を持つ保護者が集まりグループを作った中で、埼玉県家庭教育アドバイザーを交え話し合いを進めていく参加型講座の親の学習講座を開催します。 	社会教育課
命の大切さを学ぶ講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> 助産師・看護師を招き、児童生徒に対し、いのちの大切さについて講義し、成長期における子どもたちの自尊感情を育むとともに、いじめ問題や自殺予防を含めた健全な精神の発達を促すなど、児童生徒が将来命の大切さを学ぶ講座を開催します。 	社会教育課

しゃかいきょういく (3) 社会教育について

基本目標7 ゆめ いだ じだい そうそう せいしょうねん いくせい 夢を抱き次代を創造する青少年の育成

これからの社会を担う青少年には、社会に貢献し次代を創造する逞しさと豊かな人間性が求められます。夢を抱き自己実現を目指す社会人として活躍できるよう社会規範と確かな職業意識を育みます。

また、それぞれの課題や目的に応じた相談体制と青少年の健全な居場所づくりに努めます。

せいしょうねんいくせいたいせい じゅうじつ (1) 青少年育成体制の充実

青少年育成に関する研修会等を通して青少年活動の指導者及びリーダーを養成します。また、青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体間の連携を強化し、青少年を取り巻く環境の変化に対応した健全育成を総合的に展開するための体制を整備します。

主要事業

事業名	内容	担当課
青少年育成関係団体の活動支援	・八潮市子ども会育成者連絡協議会※やボーイスカウト※八潮第一団、日本子どもチャレンジランキング連盟※八潮支部、やしお子どもセンター※等の青少年育成関係団体の活動を支援します。	社会教育課
青少年育成推進員協議会の活動支援	・近年の多様化する青少年問題への取組として、地域社会における青少年の健全育成を図ることを目的とした青少年育成推進員協議会の活動を支援します。	社会教育課
青少年育成八潮市民会議との協働推進	・青少年育成関係者で構成される青少年育成八潮市民会議と青少年の健全育成に関する各種取組についての協働を推進します。	社会教育課
ジュニアリーダー※養成研修会の開催	・将来のジュニアリーダーを養成するために、レクリエーションの実習や宿泊研修を通じて、ジュニアリーダーとしての役割や心構え等を学ぶ研修会を開催します。	社会教育課
指導者のための研修会等の実施	・青少年団体等で活動の中心となる指導者を育成するための研修会等を開催します。	社会教育課

(2) 青少年の社会参加の促進

青少年が環境の変化に対応し、正しいことを自ら判断する力を育むため、地域社会における様々な活動への参加を促進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
ボランティア活動など社会参加の促進	・青少年が見識をもって様々な地域活動やボランティアなどの活動に参加できる環境を整備し、青少年の社会参加を促進します。	社会教育課
八潮市成人式実行委員会の活動支援	・成人の日を迎えるにあたり、前途洋々たる成人が互いに集い、夢と希望を語り合い、そして、成人としての自覚と責任を持ち、社会の担い手として活躍することを願い開催する成人式を主催している八潮市成人式実行委員会の活動を支援します。	社会教育課

(3) 青少年活動の推進 **重点項目**

青少年の豊かな人間性や思いやりの心を育み、社会性を身に付けることができるよう、自然や人とのふれあいを深める機会や体験の場を提供するとともに、青少年が安心して集い、地域や世代間の交流等ができる安全な居場所の確保に取り組めます。

重点項目

青少年が安心して集い、地域や世代間の交流ができる居場所を確保することで、地域と協働してこどもの社会性の向上や成長を促すため、「放課後子ども教室」を実施するとともに「やしお子ども週末活動（土曜ひろば）」の充実を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室及びやしお子ども土曜広場の開催による居場所の確保	・小学校の施設等を活用した子どもたちの安全・安心な活動拠点として、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりを推進するために、地域の方との協働により放課後子ども教室や、やしお子ども土曜広場※を開催します。	社会教育課



ジュニアリーダー養成研修会



ジュニアリーダー養成研修会

(夏期研修)

たいけんがくしゅう すいしん
(4) 体験学習の推進

体験学習の充実により、児童生徒の興味関心を高め、豊かな心の育成を図るとともに、夢と希望を持って未来を切り拓く力を育てます。

主要事業

事業名	内容	担当課
八潮こども夢大学の実施	・様々な分野の大学等と連携し、児童生徒が大学等での講義や施設見学などを体験し、学び意義や将来の夢を育みます。	小中一貫教育課
中学生社会体験チャレンジの実施	・中学生が市内の事業所等で職場体験することなどを通して、職業の一端を知るとともに勤労の尊さや喜びを学び、将来の生き方や自らの進路・キャリア設計に役立てます。	小中一貫教育課
中学生海外派遣の実施	・外国の歴史や文化について理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うため、中学生を海外に派遣します。	小中一貫教育課
みどりの学校ファームの推進	・児童生徒が農業体験活動等を通して自然と触れ合い、生命や環境、食物等への理解を深め、豊かな心を育成します。	小中一貫教育課

【数値目標】

指標名	現状値(R6年度)	目標値(R11年度)
やしお子ども土曜広場実施回数と参加者数	21回 3,753人	40回 5,200人
放課後子ども教室の設置	0カ所	5カ所



八潮市成人式



八潮市成人式実行委員会

(3) 社会教育について

基本目標 8 平和な社会づくり

—平和宣言都市—

近年、想像をこえる自然災害や国際化に伴い猛威を振るう感染症の拡大、様々な国際紛争などにより、生活が脅かされる不安が高まっています。

本市では平成24年に「平和都市宣言」をしました。この宣言に基づき、市民一人ひとりの平和への願いを結集するとともに、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(1) 平和教育の実施

平和な世の中を構築していくため、平和の尊さを学ぶ機会を充実していきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
平和教育の充実	・社会科や道徳科などの学習を通して、戦争の悲惨さや平和の尊さについて理解を深めるとともに、人権尊重の精神を基盤とした平和教育の充実を図ります。	小中一貫教育課

(2) 平和意識の高揚

公共施設において、市民の平和に対する意識の高揚を図るため、平和に関連する写真や内容を展示する平和パネル展等を実施します。

主要事業

事業名	内容	担当課
平和推進事業の充実	・風化しつつある戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを市民に伝え、市民の平和への意識高揚を図るため、平和パネル展等を実施します。	社会教育課 人権・男女共同参画課

(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

基本目標9 郷土愛を育み地域文化を創造する教育の推進

本市には、先人が語り、謡い、踊り紡いできた貴重な伝統文化があります。文化を継承し、また、郷土を愛する心情や郷土で活躍する意識、地域の文化を創造する力は、あらゆる場で学ぶ中から育まれます。地域の人々から学ぶ機会、郷土の歴史や文化にふれる機会を積極的に取り入れ、子どもたちや市民の学習を充実します。

(1) 文化活動の推進

地域や市民生活に根ざした主体的な文化活動を支援するとともに、文化活動リーダーの養成や文化活動団体等の育成に向けた研修、交流活動等を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
文化活動団体に対する各種支援	・市内各種文化活動の振興と市民文化の発展を図るため、文化活動団体に対する各種支援を行います。	社会教育課
文化活動団体と連携した催事の実施	・市民の文化に対する理解を深め、文化活動への参加を通じて豊かな人間性を養い、市民生活の充実を図るため、文化活動団体と連携した催事を実施します。	社会教育課

(2) 文化財保護事業の推進

有形・無形の文化遺産を後世に伝えるため、市民や文化財愛護団体等と連携して、文化財保護事業を推進します。

また、市民が文化財建造物や史跡等の文化遺産とふれあえる環境の整備に努めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
文化財調査の実施	・未指定文化財の調査や埋蔵文化財※調査、指定文化財の現況調査など文化財に関する調査を実施し、文化財の掘り起こしや記録保存を行います。	文化財保護課
文化財保護審議会の開催	・市内に所在する文化財の保存及び活用について審議する会議を開催します。	文化財保護課

事業名	内容	担当課
歴史講座の開催	・文化財めぐりや文化財に関する講演会など、市民が文化遺産にふれる機会となる講座を開催します。	文化財保護課
有形文化財、記念物等の管理の支援	・指定文化財の日常的な維持管理や公開に対して交付金等により支援します。	文化財保護課
無形民俗文化財等の後継者育成の支援	・指定無形民俗文化財の後継者育成事業に対して補助金等により支援します。	文化財保護課
文化財振興事業の支援	・文化財の普及啓発を目的とした振興事業に対して補助金等により支援します。	文化財保護課
指定文化財公開の支援	・指定文化財の定期公開時に管理員を派遣するなど、公開環境の維持・整備を支援します。	文化財保護課
文化財解説パネル、パンフレット等作成	・文化財説明看板の改修や新設、文化財パンフレットの作成等を行います。	文化財保護課
重要文化財防災設備保守点検の補助	・国指定重要文化財の所有者が行う防災設備保守点検を補助します。	文化財保護課



国指定重要文化財 和井田家住宅



県指定文化財 大瀬の獅子舞

(3) 郷土の歴史・文化普及事業の推進 **重点項目**

まちの歴史・文化を広く市内外に情報発信するため、資料館での展示会等を展開します。また、資料館収蔵資料を活用し、学校を連携して子どもたちの学習活動を支援します。

重点項目

資料館の活用促進と歴史ある文化・伝統芸能を保護し後世へ継承する取り組みとして、八潮市の歴史文化をテーマとした企画展や講座を開催するとともに、指定文化財の日常管理や無形民俗文化財の後継者育成事業等に対し支援を図ります。またこれらの情報をはじめとした歴史文化情報を、資料館のホームページやX、YouTubeチャンネルを利用して発信します。

主要事業

事業名	内容	担当課
企画展、季節展示の開催	・歴史・文化をテーマにした企画展や、雛祭りや端午の節句などの季節展示を実施します。	文化財保護課
歴史入門講座の開催	・初心者のための古文書講座や収蔵資料を活用した講義を開催します。	文化財保護課
資料活用事業の実施 (主に小学生を対象とした郷土学習活動への支援)	・古民家を利用し、ロウソクの明るさ体験や糸車体験など昔の暮らしを体験する課外事業を実施します。	文化財保護課
体験講座の開催	・藍染やわら細工など、地域の伝統工芸技術や年中行事、生活文化をテーマにした体験講座を開催します。	文化財保護課
資料館、併設古民家の整備充実	・不具合の生じた設備の修繕など、資料館及び併設古民家の整備を充実させます。	文化財保護課
資料館協議会の開催	・資料館協議会を開催し、資料館のより良い運営を実施します。	文化財保護課
収蔵資料(公文書、諸家文書、地域文献等)の収集、整理・保存、活用	・収蔵された資料の目録を作成し、適切な保存とその活用をします。	文化財保護課
WEB版「れきナビーやしお歴史辞典」の編さん	・八潮の歴史・文化の情報を配信する「れきナビーやしお歴史辞典」を充実し、多くの市民に提供します。	文化財保護課
デジタルアーカイブ [※] による資料情報の配信	・収蔵する資料をデジタル化し、デジタルアーカイブとしてインターネット環境で配信し、市民や教育現場に情報を提供します。	文化財保護課

【数値目標】

指標名	現状値 (R6年度)	目標値(R11年度)
郷土の歴史・文化に関する講座数と参加者数	58講座 6,501人	80講座 9,000人

(4) 子どもの環境・文化・コミュニティについて

基本目標 10 国際化に対応した教育の推進

政治、経済、文化など様々な分野でグローバル化が進む中、異なる考え方や価値観を持つ人々と共生していく人材を育成します。

(1) 国際理解教育の推進 **重点項目**

市内の小・中学校にALTを配置し、グローバル化に対応した国際理解教育の充実を図り、国際社会に生きる日本人としての資質を高めます。

重点項目

中学生海外派遣事業やオンライン国際交流を核に、国際理解教育を推進します。派遣を通じた異文化の実体験や、ICTを活用した継続的な海外校交流を深化させます。さらに、給食での世界の料理提供や、ALT・留学生との交流機会を小学校から拡充し、多様性を包摂し、尊重する心を育みます。実体験と日常の学びを連動させ、世界に羽ばたく意欲と共生社会を担う資質を兼ね備えた、グローバルな人材を育成します。

主要事業

事業名	内容	担当課
ALT（語学指導助手）の配置	・ALTを市内の小・中学校へ配置し、児童生徒が生きた英語や異文化に触れる機会を創出します。これにより、国際理解を深めるとともに、実践的なコミュニケーション能力を養い、英語教育の一層の充実を図ります。	小中一貫教育課
語学指導補助員の配置	・小学校における外国語教育の充実を目的として、3・4年生の外国語活動および5・6年生の外国語科の学習補助を行うため、市内の小学校へ語学指導補助員を配置します。	小中一貫教育課
中学生海外派遣の実施	・外国の歴史や文化について理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うため、中学生を海外に派遣します。	小中一貫教育課
外国語研修会の実施	・市内の小・中学校で教員向けの研修会を実施し、教員の資質と指導力の向上を図ります。	小中一貫教育課

(2) 外国人市民との交流の促進 **重点項目**

ボランティア団体等と連携し、外国人市民との交流イベントを開催することにより、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。

重点項目

外国人市民に対し、教育制度や就学にかかる情報などの周知に努めるとともに、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや、日本語学習機会の充実を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
研修会やイベント等の事業の開催	・ボランティア団体等と連携し、外国人市民との交流イベントを開催します。	市民協働推進課
日本語ボランティアの養成	・外国人市民の日本語学習を支援するボランティアを養成します。	市民協働推進課

(4) 子どもの環境・文化・コミュニティについて

基本目標 1 1 助け合う地域社会づくり

地域に住む全ての人々が助け合い、協力し合うことは、防災・減災、防犯はもとより子どもたちの成長にとって重要です。

市民のコミュニティ意識を醸成し、地域の一員として主体的に活動する人材の育成に努めます。

(1) コミュニティ活動の推進

町会・自治会、ボランティア団体、NPO等の地域コミュニティと協働で事業を実施するなど、多くの市民が参加できる機会を設け、地域コミュニティの活性化を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
地域会議や研修会の実施	・町会・自治会や八潮市コミュニティ協議会※と連携し、地域での課題について意見交換する地域会議や研修会を開催します。	市民協働推進課
地域人材の育成・発掘	・町会・自治会役員の高齢化や後継者不足などに対応するため、町会・自治会などと連携し地域人材の育成・発掘に関する取組を実施します。	市民協働推進課
情報の収集や発信、相談等の実施	・コミュニティ活動等に関する情報の収集や発信、相談等を実施します。	市民協働推進課
町会・自治会、市民活動団体、NPO法人等の活動支援	・協働の担い手となる町会・自治会や市民活動団体などの活動を支援します。	市民協働推進課

(2) コミュニティ環境の整備

コミュニティ活動に必要な施設や設備の整備等にかかる支援を行います。

主要事業

事業名	内容	担当課
町会・自治会館の改修・修繕、掲示板作製等に対する支援	・コミュニティ活動の拠点施設である町会・自治会館の改修・修繕、掲示板作製等にかかる支援をします。	市民協働推進課

(4) 子どもの環境・文化・コミュニティについて

基本目標 1 2 生涯にわたり楽しく学べる環境づくり

—生涯学習宣言都市—

幅広い年代の学習ニーズを積極的に取り入れ、多様な学習機会を提供することが求められています。平成3年の「生涯学習都市宣言」に基づき、生涯学習※を推進するとともに、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学べる環境をつくります。

(1) 生涯学習機会の充実

多様化する市民ニーズに対応するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学べるよう学習機会の充実に努めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
市民活動団体や生涯学習人財バンク※登録者を活用した各種講座の開催	・市民活動団体等と連携した生涯学習に関する各種講座を開催します。	市民協働推進課
学習成果の発表と交流を目的としたイベントの実施	・生涯学習を通して得た知識や技術などの発表と交流を目的としたイベントを開催します。	市民協働推進課

(2) 情報提供・相談体制の充実

市民の主体的な学習を支援するため、生涯学習に関する情報提供や相談機能の充実に努めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
市民活動支援コーナーの充実	・やしお生涯学習館を拠点として生涯学習に関する情報の発信、相談等を実施します。	市民協働推進課

(3) 学習成果の活用 がくしゅうせいがかつよう

市民が生涯学習に取り組むことによって得た知識や技術を活かすための場を提供するとともに、学習成果を発表する機会の充実を図ります。

主要事業

事業名	内容	担当課
学習成果の発表と交流を目的としたイベントの実施	・市民が生涯学習により得た成果の発表や市内ボランティア団体・市民活動団体の活動紹介・交流を目的としたイベントを開催します。	市民協働推進課

(4) 社会教育活動の充実 しゃかいきょういっくかつどうじゅうじつ

市民要望や社会の要請に応えるため、現代的、社会的な課題に対応した魅力的な各種講座等の教育活動を展開するとともに、学習情報を積極的に提供します。また、学校の施設を地域住民の学習の場として活用するなど、学校との協力及び連携を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
公民館講座・イベントの開催	・市民の要望や社会の要請に応えた公民館講座・イベントを開催します。	社会教育課
学社連携による学校開放講座の開催	・市民に対して市内の小・中学校が有する人材や施設・設備を地域社会に開放し学習機会を提供するとともに、学校と地域との連携を深め、地域に根ざした魅力ある学校づくりの推進、地域の教育力の活性化、地域文化の向上を図るために生涯学習学校開放講座を開催します。	社会教育課



公民館講座

「楽しく健康！スポーツ吹矢教室」



学校開放講座

「太極拳講座」(松之木小学校)

しゃかいきょういっくかつどう すいしん
(5) 社会教育活動の推進

地域が抱える様々な社会的課題への対応に努め、社会教育活動により教育を受けた人材が、各地域や社会教育施設等において社会教育活動を広げられる取組を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
やしお市民大学の内容の充実	・生涯学習による人づくりを担い、市民との協働によるまちづくりに貢献できる市民の育成を目的に開催し、市の事業や一般教養を学ぶやしお市民大学の内容の充実を図ります。	社会教育課
やしお市民大学大学院の内容の充実	・やしお市民大学を卒業後、さらに専門性の高い研究を希望する市民に対し開催しているやしお市民大学大学院の内容の充実を図ります。	社会教育課



やしお市民大学第1学年
 「八潮市の食育」



やしお市民大学・大学院卒業式

としょかんじょうほうていきょうじぎょう すいしん
(6) 図書館情報提供事業の推進

市民の様々な学習要求に応え、読書活動の促進を図るため、幅広い分野の資料を収集・提供するとともに学校や保育施設等と連携して図書館事業を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
図書館資料の貸出しや特集図書展示等の実施	・多種多様な図書館資料を収集・保存・整備し、貸出しを行います。また、読書への関心を高め利用の推進を図るため、特集図書展示等を実施します。	社会教育課
朗読会や上映会等の開催	・図書館の利用促進を図るため、朗読会や上映会等を開催します。	社会教育課

【数値目標】

指標名	現状値 (R6年度)	目標値(R11年度)
社会教育に関する講座数と参加人数	64講座 4,546人	70講座 4,800人
市民大学・市民大学院延べ卒業者数	487人	600人
図書館利用者数と貸出数	192,280人 373,387点	229,000人 454,000点



科学遊び



スペシャルおはなし会

(4) 子どもの環境・文化・コミュニティについて

基本目標 13 安全・安心な教育環境づくり

子どもたちや市民が学ぶ学校などの施設は、安全・安心で快適な環境でなければなりません。学校・地域・家庭の深いつながりを構築し、望ましい教育環境づくりを中長期的な展望に立って進めます。

また、子どもたちや市民が危機回避能力、危険予知能力を身につけるなど、機会をとらえた指導・啓発を行います。

(1) 安全・安心な教育環境の充実 **重点項目**

施設・設備の改修に努めるとともに、各学校の現状に合った教材・備品の計画的な整備を進めます。

重点項目

学校施設については建設から長期間が経過しているため、施設の状況を個々に確認し、詳細を把握しながら、効率的で無駄のない修繕、維持管理を行っていきます。
また、各校のプールについても老朽化が進んでおり、水漏れなどのトラブルが発生している状況や、近年の猛暑による水泳授業の実施困難などの現状を踏まえ、より良いプール施設のあり方について、具体的な検討を進めていきます。

主要事業

事業名	内容	担当課
改修工事等による学校施設の環境改善	・八潮市学校施設長寿命化計画に基づき、改修工事等により学校施設の経年劣化を計画的に改善するとともに、教育環境の質的向上、バリアフリー化、防災機能の強化、省エネルギー化等、これからの学校施設に求められる機能及び性能確保を図ります。	教育総務課
教材及び備品の整備	・学校要望等を勘案するとともに、各校の現状に合わせて教材及び備品を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
教育相談所の再整備（再掲）	・教育相談所の老朽化や利用者の増加に伴い、これまでの相談所の機能（就学相談、教育相談、適応指導支援）を強化し、誰もが通いやすい場所へ再整備します。	小中一貫教育課

(2) 安全教育の充実

児童生徒自らが自然災害や日常生活の中に潜む交通事故等の様々な危険を予測し、危険を回避する行動が取れるよう安全教育を推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
スクールガード・リーダー※の配置	<ul style="list-style-type: none"> 近年、学校および通学路における児童生徒の安全確保が喫緊の課題となっています。家庭や地域の関係機関・諸団体との連携強化を構築し、学校の安全管理に関する施策を計画的に推進します。 	小中一貫教育課
防犯パトロール・ボランティア※協力員連絡会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が安心して登下校ができるよう、防犯パトロール・ボランティア協力員連絡会議を開催し、情報交換を行います。 	小中一貫教育課
八潮こども防災マイスター※の実施	<ul style="list-style-type: none"> 「八潮こども防災マイスター」講習会を実施し、資格取得後は、地域防災活動への積極的な参画や各校の避難訓練や全校集会での活躍等、防災教育の充実を図ります。 	小中一貫教育課

(3) 防犯力の強化

防犯協会、町会・自治会、学校等と連携し、防犯対策の普及啓発に努めます。また、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めるため、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域におけるパトロールを実施し、地域防犯力の強化に努めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
防犯対策の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 警察や地域防犯推進員などと共に、戸別訪問による啓発活動のほか、地域安全大会において防犯に寄与された個人、団体への表彰をとおして、防犯に対する意識の高揚を図ります。 	くらし安全課
防犯パトロール活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯団体に対して、防犯活動に必要な誘導棒やのぼり旗を貸与するとともに、警察官から犯罪の現状や対策を講義してもらい、意識の醸成を図ります。 	くらし安全課

(4) 防犯施設の整備

町会・自治会と連携して防犯灯の整備を促進するとともに、警察と協議しながら防犯カメラを計画的に整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

主要事業

事業名	内容	担当課
町会自治会で設置管理する防犯灯に対する補助	・町会・自治会で設置管理する防犯灯の電気代、修繕費、設置費用の全部又は一部を補助します。	くらし安全課
八潮駅や学校周辺に設置された防犯カメラの管理	・児童が犯罪に巻き込まれないための抑止力として、防犯カメラを設置しており、常に作動状況を管理するため、保守点検を実施します。	くらし安全課

(5) 交通安全意識の高揚

交通安全教室や交通安全運動を通じて市民の交通安全意識の高揚に努めます。また、自転車運転者に対する交通ルールの徹底と交通マナーの向上に取り組みます。

主要事業

事業名	内容	担当課
交通安全教室の実施	・警察官や交通指導員による、模擬信号機を利用した交通安全に関する指導、教育をおこないます。	くらし安全課
交通指導員による登下校時の指導	・通学路に指導員を配置して、児童に交通ルールを指導するとともに、交通マナーの向上を図ります。	くらし安全課
街頭キャンペーンの実施	・交通安全に関する意識の高揚を図るために、駅周辺などの人が多く集まる場所で、交通安全に関する啓発品を配ります。	くらし安全課
スケアード・ストレイトの実施	・スタントマンを起用して、自転車に関する交通事故を再現してもらい、交通事故の悲惨さを学んでもらいます。	くらし安全課

(6) 交通安全施設の整備

都市基盤整備の進捗状況や交通環境を考慮しながら、道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設を計画的に整備します。

主要事業

事業名	内容	担当課
道路照明灯、道路反射鏡、路面標示等の整備	・交通事故が多発している場所や市民等から要望のあった危険箇所に交通安全施設を設置します。	くらし安全課



(4) 子どもたちの環境・文化・コミュニティについて

基本目標 14 スポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくり

健康・スポーツ都市宣言

本市は平成21年に「健康・スポーツ都市宣言」をしました。

この宣言に基づき、全ての子どもたちや市民が、自らの健康に関心を持ち、バランスのとれた食生活を心掛け、スポーツやレクリエーションなどに親しみ、心身ともに豊かな生活を送るための環境づくりに努めます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民の誰もが、気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、年齢、体力、運動能力等に応じたスポーツ教室等を充実します。また、市民の健康増進や世代間交流を図るため、誰もが生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行える環境づくりに努めます。

主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ教室の実施	・市民がスポーツをはじめめるきっかけづくりとなるよう、子どもから成人、高齢者、障がいのある人などのスポーツ教室やイベントを開催します。	スポーツ振興課
各種大会等の開催	・地域の特色を活かし、各種大会やレクリエーション大会等のスポーツ行事を、市民、スポーツ・レクリエーション団体等と協働で開催します。	スポーツ振興課



サッカー教室



(2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実

地域でのスポーツ・レクリエーション活動やスポーツ行事等を支える指導者やボランティア等の人材育成を進めます。市民と行政を結びつけるコーディネーターとなるスポーツ推進委員と連携して、活動を充実します。

主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ指導者への支援	・各種団体や地域において、年代やレベル、目的に応じた指導や助言を行う指導者の育成を図るため、研修会や講習会を開催するほか参加の支援を行います。	スポーツ振興課

(3) スポーツ・レクリエーション団体の育成

市民が継続的にスポーツ・レクリエーション活動を楽しむためのパートナーとなるスポーツ・レクリエーション団体の活動を支援します。

主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ・レクリエーション団体への支援	・スポーツ協会やレクリエーション協会 及びスポーツ少年団への補助金の交付並びに各団体が行う市民大会等の事業環境を整えます。	スポーツ振興課

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が安全で安心してスポーツ施設を利用し、スポーツ・レクリエーション活動を行うため、市民のニーズ等に合わせたスポーツ施設の適切な維持管理と計画的な施設の充実に努めます。

また、市民が身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう学校体育施設等の有効活用に努めます。

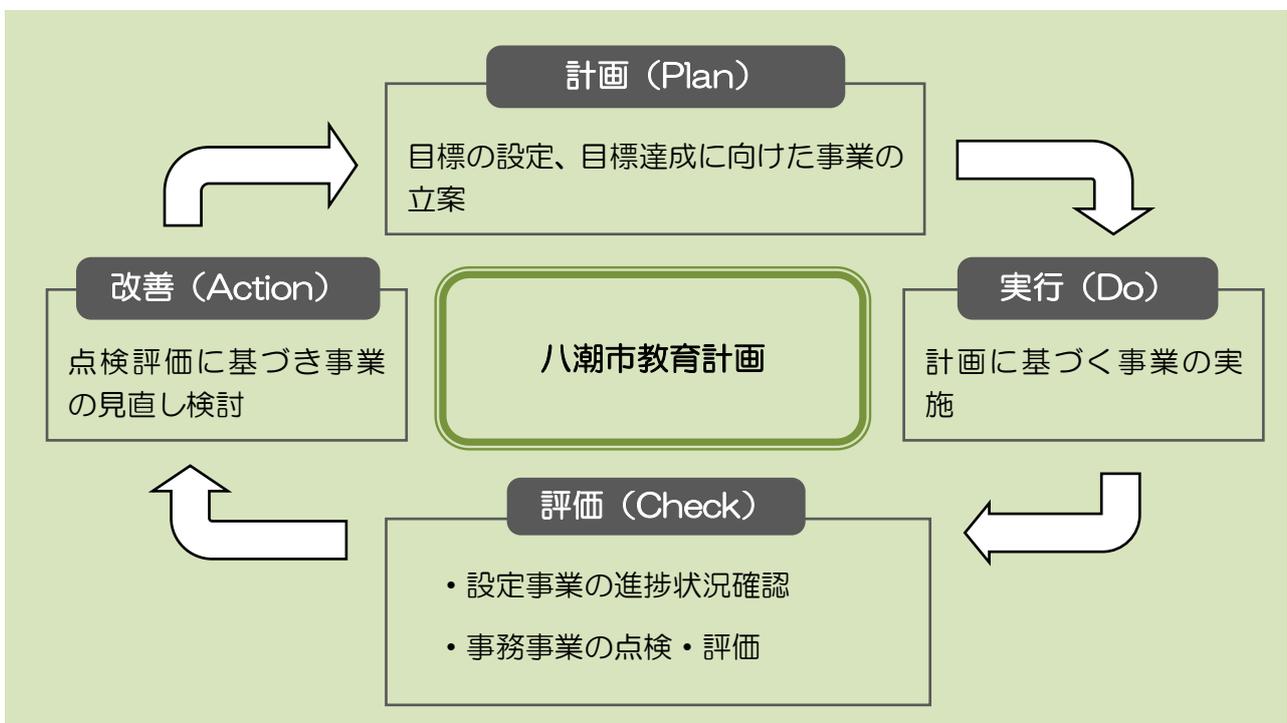
主要事業

事業名	内容	担当課
スポーツ施設の適切な維持管理	・市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点としての体育施設等が、市民ニーズ等にあって、安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理に努めます。	スポーツ振興課
屋外運動施設の整備	・市民のスポーツ・レクリエーション活動拠点としての体育施設等が、市民ニーズ等にあって、安全で安心して利用できるよう計画的な維持管理に努めます。	スポーツ振興課

Ⅶ ^{けいかく} ^{しんこうかんり} 計画の進行管理

本計画の円滑かつ着実な推進を図るため、「教育委員会の事務に関する点検評価」を活用し、PDCAサイクル（経営マネジメントサイクル Plan：計画⇒Do：実行⇒Check：測定・評価⇒Action：対策・改善）による適切な進行管理を推進します。

現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善点を洗い出して次の施策に生かしていくことで基本理念の実現を目指します。



第3期八潮市教育計画の進行を管理していくため、毎年度、事業部局ごとに設定事業の確認を行い、計画の進捗状況や目標の達成度合いを計ります。

また、進行管理と合わせて、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく事務の点検及び評価の過程において、有識者の知見等を活用する中で、施策を評価し、計画に必要な改善・見直しを行い、結果を公表します。その結果を翌年以降の施策に反映させながら、計画の実現を図っていきます。

VIII ようごかいせつ 用語解説

行	用語	内容
あ	ICT	Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。授業に取り入れることで、学習内容を分かりやすく説明したり、児童生徒の学習意欲を高めたりする効果がある。
	秋田県小坂町への派遣研修	施設一体型の小中一貫教育を推進しており、全国学力・学習状況調査の結果が上位である秋田県の小坂町立小坂小・中学校に市内の教職員を5日間に渡って派遣し、研修を行っている。
	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で症状を起こす。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、アナフィラキシーショックと呼ぶ。
か	外国人市民	国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民のこと。
	核家族	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。
	学力向上指導員	小学校での教員の指導を職務としている。主に、教職経験年数が5年以内の教員や臨時的任用教員の指導をしており、市内7つの小学校に配置している。
	GIGAスクール構想	GIGA は Global and Innovation Gateway for ALL の略称。児童生徒1人1台端末（コンピュータ）及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。
	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する力・態度を育てる教育のこと。
	教育委員	教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもの。 ※本市の教育委員は4名
	教育相談所	フレンドスクール（適応指導教室）・就学相談・教育相談業務を行う。相談には、専門の相談員及び臨床心理士が対応している。

行	用語	内容
さ	さわやか相談員	いじめや不登校等への対応に関すること、児童生徒、保護者との相談及び援助に関すること、教職員等との連携に関すること、学校・家庭・地域社会との連携に関すること、関係機関との連携に関することなどを職務としている。
	指導主事	学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。
	地場産野菜	食材として使用する土地で採れた野菜のこと。
	ジュニアリーダー	仲間づくりのリーダーとして、地域における様々な活動において中心的役割を担う青少年のこと。
	ジョイスタ（土曜勉強会）	学力の向上と学習意欲の高揚を図るために行う、特別授業や補充的な学習教室。
	生涯学習	市民一人ひとりが生涯にわたり楽しく学び、豊かな人間性を培うために自主的・自発的に行う学習活動のこと。
	生涯学習人財バンク	個人の持っている知識・技能や特技、学習成果等を活かしたいという意欲のある人々の情報を集約し、提供する仕組み。協働の担い手となる「人」を市の財産として捉え、「人財バンク」という名称を用いている。
	小中一貫教育	小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育のこと。
	少人数指導補助教員	授業において担任教師及び教科担当教師による児童生徒への指導補助等を担う教員免許状保有者のこと。
	情報技術革新	GIGA スクール構想に伴い、ICT を活用し個別最適化された学びを持続的に実現させる教育革新。
	情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を、学習活動などを通じて身に付けさせること。
	食育	様々な経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう教育すること。
	食育主任	学校において、給食や食育について担当している教職員のこと。また、学校の代表として八潮市学校給食研究委員会に参加し、給食の運営や献立、衛生・安全、給食指導等について協議を行う。
	専任教育相談員	児童生徒の教育相談及び心理相談に関すること、保護者及び教職員の教育相談及び心理相談に関すること、いじめ・不登校への対応に関すること等を職務としている。

行	用語	内容
さ	新体カテスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に毎年実施している調査。埼玉県内では公立小中学校及び公立高等学校の全ての児童生徒が対象で、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「50m走」「立ち幅跳び」「ボール投げ」「持久走」または「20mシャトルラン」を実施種目とする。
	新体カテスト攻略ハンドブック	児童生徒の正確な数値を測定し、持っている力を最大限に引き出すために、測定方法・声かけの仕方・トレーニング方法等についてまとめたものである。教職員用と児童生徒用を作成し、測定方法や声かけの仕方等を共通理解・共通指導することで、市内全体の体力向上につなげるもの。
	スクールカウンセラー	学校において、公認心理士・臨床心理士等の資格を有し、不登校等に対応するための相談業務を行う心理専門職。
	スクールガード・リーダー	埼玉県教育委員会から委嘱された防犯の専門家で、教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導を行う。
	スクールソーシャルワーカー	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。
	スケアード・ストレイト	スタントマンが交通事故を再現し、その恐怖や危険性、悲惨さなどを体感してもらい、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に付けてもらう手法のこと。
	専門機関による衛生検査	八潮市教育委員会において外部検査機関に依頼し実施している、給食提供施設及び配送用トラック、また、給食の受け入れ口となる学校の配膳ホールの衛生検査のこと。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女平等教育	学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性について学ぶこと。
	地域防犯推進委員	犯罪のない明るい社会を実現するために、地域住民が協力し、地域の安全思想の普及、啓発活動などを行う。

行	用語	内容
	中学校ブロック	市内の小学校 10 校、中学校 5 校を 5 つのブロック（小学校 2 校・中学校 1 校）に編成したもの。
	超スマート社会（Society 5.0）	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会を指すもので、生産・流通・販売、交通、健康・医療、金融、公共サービス等の幅広い産業構造の変革、人々の働き方やライフスタイルの変化等を伴う。
	通級指導教室	小・中学校の通常学級に在籍する軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」という特別の場で行う、特別支援教育の一つの形態。
	通常学級	小・中学校で通常の授業を行う学級。 同学年で構成され、最大 35 人となる。
	デジタルアーカイブ	図書・出版物、公文書、美術品・博物品・歴史資料等公共的な知的資産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みのこと。
	同和教育	社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くための教育のこと。
	同和問題（部落差別）	日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題のこと。
	特別支援学級	特別支援教育を行うために、小・中学校内にある、8 人を上限とした少人数学級。一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな配慮が可能となる。
	特別支援教育介助員	障がいや困り感のある児童生徒に対し学校における日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートを行う。
	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

行	用語	内容
な	日本子どもチャレンジランキング連盟	広く一般市民を対象として、子どもの健全育成を念頭に置き、教育的視点によるチャレンジランキング大会・審判講習会などの事業を行うことにより、文化、学術の振興を図り、子どもの健全育成に寄与することを目的に組織している団体。
は	発展学習	学習指導要領の範囲を超える学習内容。全ての児童生徒に指導するものではなく、授業で教えなくてもよいとされている。
	防災マイスター	本市が包括協定を結んでいる国土舘大学と連携し、防災の知識や救急救命の重要性について早期の段階で学ぶものである。受講できる者は、八潮市内の小学校5・6年生並びに中学校1年生である。講習を通して「八潮こども防災マイスター」の資格取得を推進し、地域防災活動の中心として活躍するとともに、有事の際に、成人とともに地域の力となることを期待し、防災教育の充実を図るために行っている。
	防犯パトロール・ボランティア	ボランティア協力員が、本市の安全なまちづくりや将来の八潮を担う子どもたちの安全確保のため、児童生徒の下校時の声かけや地域のパトロール等を行っている。
	ボーイスカウト	青少年がその自発活動により、自ら健康を築き、社会に奉仕できる能力と人生に役立つ技術を体得し、かつ誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し実践できるよう教育することを目的に組織している団体。
	補充学習	理解が不十分な状況から学習指導要領の学習内容を定着させる。類似の問題や繰り返し学習を行い、基礎基本を定着させる。
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたる。
や	やしお子どもセンター	子どものための体験活動機会や家庭教育、地域での子育て事業等の情報を収集、提供し、夢を持ったたくましい子どもを地域で育てることを目的に組織している団体。
や	やしお子ども土曜広場	子ども達が地域社会の中で心豊かに育まれるように、小学校の施設等を活用し、子どもの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施する事業のこと。

行	用語	内容
や	八潮こども夢大学	小学校5年生から中学1年生を対象に、大学で様々な体験を行う事業。
	八潮市子ども会育成者連絡協議会	市内の子ども会及び育成会相互の連絡を緊密にし、情報を交換するとともに、知識の向上をはかり、将来子どもたちが社会人として健全に成長していくよう、側面から援助することを目的に組織している団体。
	八潮市コミュニティ協議会	全44の町会・自治会から選出された委員で構成され、「心のふれあう豊かで住みよい地域社会の構築」を目的として様々な活動を行っている団体。
	八潮市人権教育推進協議会	本市における同和教育をはじめとする人権教育の振興を積極的に図ることによって、平等で明るい社会づくりに寄与することを目的に組織している団体。
	八潮スタンダード推進教員	各校において、八潮スタンダードに基づいた指導・助言を行う教員。秋田県小坂町に派遣された教員が八潮スタンダード推進教員に任命される。
	八潮スタンダード	新学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びの実現を目指すモデルのこと。
	八潮市学校警察連絡協議会	市内の小・中学校と市内の県立高校、草加警察署、その他関係諸機関・部署等で相互連携を図りながら、市内で発生した生徒指導事案や不登校事案等における対応について情報共有などを行う連絡協議会。

【子どもの権利条約】

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

● 「子どもの権利条約」 4つの権利

- ・ **生きる権利** 全ての子どもの命が守られること。
- ・ **育つ権利** 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること。
- ・ **守られる権利** 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- ・ **参加する権利** 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

● 「子どもの権利条約」 一般原則

- ・ **生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)**
全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ・ **子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)**
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- ・ **子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)**
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- ・ **差別の禁止 (差別のないこと)**
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

子ども憲章

水と緑に恵まれた八潮市に生きる私たちは、
輝かしい未来と無限の可能性に向かい
健やかに成長していくことを誓い、
ここに「八潮市子ども憲章」を定めます。

- | | |
|------|---|
| 健康・命 | わたしたちは、ひとつしかない尊い命を大切にし、
明るく健康な生活をします。 |
| 思いやり | わたしたちは、いつも友だちや周囲の人に対する
思いやりの心と感謝の心を持ち続けます。 |
| 家 族 | わたしたちは、かけがえのない家族を大切にし、
協力し合い助け合います。 |
| 夢・希望 | わたしたちは、大きな夢や希望を持ち、自ら進んで
自分の道を切り開いていきます。 |
| 環 境 | わたしたちは、このまちの豊かな自然を大切にし、
環境にやさしい生活をします。 |

平成14年1月15日制定

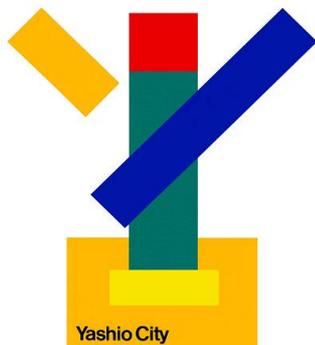
八潮市教育計画 はばたき

発行日 令和8年 月 日

発 行 八潮市教育委員会
〒340-8588
埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL 048 (996) 2111 (代表)

編 集 八潮市教育委員会事務局
教育部 教育総務課
TEL 048 (996) 4281 (直通)
FAX 048 (998) 0828
ホームページアドレス <http://www.city.yashio.lg.jp/>
E-Mailアドレス kyoikusomu@city.yashio.lg.jp

住みやすさナンバー1のまち 八潮



◎ シンボルマーク

新しい八潮市の顔となるシンボルマークのニックネームは、「八潮ツリー」。

YASHIOの頭文字「Y」をモチーフにしており、人が両手を広げている姿、あるいは大きく育つ大樹の形状をシンボライズ化しています。

新しい八潮市のキーワードとなる「あたたかさ」「明るい未来」「市民のエネルギー」をダイナミックで先進的な造形で表現しました。

土台の濃い黄色は現在の市民、その中の淡い黄色は市役所を、その上に乗る緑色の幹は現在の八潮市、青色の斜めの枝はこれからの八潮市、左の枝は伸び行く市民、そして頂上の赤色は市民のエネルギーを表現しています。